

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第4号）

平成28年3月16日（水）午前9時開会

1. 開 会
 2. 挨 拶
 3. 審査事項
- (1) 平成28年度板倉町一般会計予算について

1. 産業振興課

農政係 / 農地係（農業委員会事務局） / 産業政策係

① 予算説明

② 質疑

2. 戸籍税務課

住民税係 / 資産税係 / 収税係 / 戸籍年金係

① 予算説明

② 質疑

(2) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
町 長 補 佐	中 里 重 義 君
産業振興課長	橋 本 宏 海 君
農 政 係 長	伊 藤 泰 年 君
農 地 係 長	中 里 洋 子 さん

産業政策係長	遠藤	進	君
戸籍税務課長	丸山英	幸	君
住民税係長	岡島	宏之	君
資産税係長	小野田	裕之	君
収税係長	峯崎	浩	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸	光	男
庶務議事係長	川野辺	晴	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) それでは、今村委員長、挨拶の後、進行のほうお願いいたします。

○委員長(今村好市君) おはようございます。今日は、本委員会の最終日になりますが、どうぞよろしく
お願いいたします。

本日につきましては、産業振興課、戸籍税務課の予算の審議を行います。

初めに産業振興課行いますけれども、説明については重点事業、新規事業、地方創生の総合戦略事業を中心
に要点説明をよろしく願います。非常に項目が長くなっておりますので、説明については要点でよろ
しく願いたい。その後質疑応答によりまして、審議を深めていきたいというふうに思っていますので、
よろしく願います。

○議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について

○委員長(今村好市君) それでは、産業振興課のほうから説明お願いいたします。よろしく願います。
橋本課長。

○産業振興課長(橋本宏海君) おはようございます。お世話になります。産業振興課の関係で、まず産業
振興課のほうで農政係、農地係、産業政策係とありますので、それぞれの係のまず歳入歳出の概要のほうを
私のほうで説明させていただきます。後ほど詳細な部分を担当の係長にそれぞれ説明させますので、よろ
しく願いたいと思います。

それでは、まず最初にお手元の資料で、農政係のほうの資料の1ページをごらんいただきたいと思
います。ここで歳入の関係なのですけれども、一応これ今年度の歳入が20項目書かれておりまして、中に一部中段で
削除とあるのですけれども、これにつきましては小規模土地改良事業の地区が変わったということで岩田地
区が削除になって、その下にあります小平地区というのが入ったというような形の中での地区名の変更とい
うことでの入れかえでございます。全体的には歳入の見積額が7,990万3,000円ということで、対前年比較い
たしますと104%ということで、おおむね前年同様の歳入の状況でございます。

[何事か言う人あり]

○産業振興課長(橋本宏海君) 農政係の資料の1ページですか。

[「削除どこにあるの」と言う人あり]

○産業振興課長(橋本宏海君) 一番左手に新と削ということであるかと思うのですけれども、よろしいで
しょうか。では、済みません、続けさせていただきます。

そうしましたら、農政係の今度7ページのほうをごらんいただきたいと思
います。歳出の総括表ということ
で、経常的な経費等を除いた農政係の歳出の総枠のほう書かれているような資料でございます。全体の中
では19項目ございまして、その中で新規事業といたしましては、先ほど歳入の部分でご説明したのですけれ

ども、小規模農村整備事業の岩田の小平地区ということで、予算額につきましては1,947万4,000円ということで、これにつきましては重点事業というような位置づけでございます。それで、全体でいきますと歳出の予算額が1億1,574万円ということで、対前年比較いたしますと138%というような形でございます。

その中で重点事業につきましては、上から9段目までが重点事業というような位置づけでございまして、総合戦略に位置づけられている事業といたしましては、7番目の新規就農者確保事業、それと10番目の農業関係団体事業、それと12番目の農業後継者対策事業でございます。これが農政系の主立った28年度の歳出の事業の概要でございます。

続きまして、農地系のほうの資料ごらんいただきたいと思います。まず、1ページお願いいたします。歳入の見積もり総括表ということで、こちらにつきましては13項目の歳入の項目が記載されてございます。その中で上2段が新規といたしまして、離の交換分合関係の地元の分担金というような形で、これ内容的には現年度分と過年度分ということで、事業完了年度に合わせまして、額が確定したということで、現年度分と過年度分の分担金が新規の歳入として計上されているような形でございます。それと、10番目には新規事業といたしまして、飯野南部地区ということで、農地集積の関係の新規地区というようなことでの立ち上げということを予定してございまして、その歳入分が計上されておまして、予算の全体額が1,814万3,000円というような形で、対前年比較いたしますと385%ということで、大幅な歳入の増でございます。

続きまして、同じ農地系の資料の中で5ページのほうごらんいただきたいと思います。歳出関係の総括表のほうでございます。農地係につきましては、7項目の事業のほうがここに記載されておまして、全体の予算額で2,224万6,000円ということで、対前年比較いたしますと歳入でも相当増えているのですけれども、歳出につきましても487%ということで、大幅に増えているような状況でございます。

その中で新規の重点事業で、かつ総合戦略に位置づけられている事業が先ほど歳入の部分でご説明いたしました農業基盤整備促進事業の飯野南地区ということで、1,573万6,000円ほどの予算のほう計上させていただいております。それと、重点事業で、かつ総合戦略に位置づけられている事業が農地中間管理事業でございます。それと、その下の離の交換分合、最終年度なのですけれども、これにつきましては重点事業というような位置づけでございます。それと、6番目、7番目に記載されています農地制度実施円滑化事業、それと農業関係制度資金利子補給事業につきましては、総合戦略に位置づけられているというような事業でございます。

続きまして、産業政策系のほうの資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。ここにもまた、これ歳入の見積もりの総括表でございますけれども、産業政策につきましては8項目の事業が列挙されている中で6番目の部分削除ということで、町村の魅力を考え、訴えるイベント助成金ということで、これが削除になってございます。これにつきましては、東京のほうで行われます町村のPRのイベントの関係が隔年で実施されているということで、削除というような形で28年度は減額されているような形でございます。全体的には予算額127万1,000円ということで、対前年比較いたしますとその削除分の影響で対前年80%というような内容でございます。

続きまして、産業政策系の4ページのほうをごらんいただきたいと思います。歳出の見積もりの総括表でございます。産業政策係につきましては、全体で12の事業のほうがここに載せられておまして、全体の予算額が7,349万4,000円ということで、対前年比較いたしますと147%というような形でございます。

その中で新規で重点事業に位置づけられている事業といたしましては、一番上段の板倉ニュータウンの商業用地の利活用の検討調査事業ということで、後ほど係長のほうから説明があるかと思うのですが、商業に特化した部分に力を入れていこうというような形での新規の位置づけでございます。それと、2段目が重点事業で、かつ総合戦略に位置づけられている事業といたしまして、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業というような形でございます。それと、3番目が重点事業で、かつ総合戦略に位置づけられている事業といたしまして企業立地促進事業、それと5番目に列挙されています商工業振興事業、それと7段目の住宅リフォーム事業、それと9番目の揚舟運航事業、それと10番目の群馬の水郷の管理運営事業、それと11番のレンタサイクル事業につきましては総合戦略に位置づけられている事業でございます。

以上、雑駁な説明なのですが、産業振興課で所管いたします3系の歳入歳出の概要ということで私のほうの説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） 農政係の伊藤です。よろしく願いいたします。

それでは、農政係の事業について私のほうから新規、重点、総合戦略に位置づけられております11事業につきましてご説明いたしたいと思っております。

歳入歳出とございますが、歳入につきましては歳出の中であわせて説明したいと思っておりますので、農政係の8ページをお願いしたいと思います。まず、8ページになりますが、こちらが新規、重点事業に位置づけられております小規模農村整備事業、岩田、小平地区でございます。こちらの予算が1,947万4,000円になります。こちらの事業につきましては、平成20年の2月に地元の区長等から陳情に上げられた路線となっております。第25区の北部地域の東西の路線でありまして、生活圏道路、通学道路、農道として利用されているような状況となっております。特にこちらの道路につきましては、通学路としての通行に不便を来しているということで、延長180メートル間なのですが、舗装することで地域の農業と環境改善に努めることを目的に舗装工事を次年度実施いたします。こちらの事業につきましては、平成27年度町単で現地測量、それと設計業務を行ってございます。28年度に県の補助金である小規模農村整備事業、県が40%、町が60%を活用しまして、舗装工事を実施する事業となっております。

次のページをお願いしたいと思います。中段になりますが、工事に関する予算についてご説明いたします。農道整備工事費ということで、延長180メートルで、合計が1,670万3,280円の工事費を予定しております。こちらにつきましては、工事の内容なのですが、アスファルト幅が4.5メートルで、北側に水路がありますが、水路はいじらずに舗装工事を行いたいと考えております。水路につきましては、用水時期に水深が1メートル近くにもなる水路でありますので、通学路にも活用しております。そのため水路側には転落防止柵を設置する計画で今予定しております。この道路につきましては、計画路線の道路がとても軟弱地盤であるために、水路と道路の間に擁壁を敷設することで舗装面からの車の重さで水路に負荷がかかって破損しないような工法を今現在検討しているところでございます。それと、若干南側に用地買収をとらないと用地の確保ができませんので、用地と宅地を含む126万円の用地購入費を考えてございます。

それと、一番下の段になりますが、物件補償として揚水機場2機場がかかってしまいますので、その2機場の補償、それと電柱の移設費としまして、両方で120万円を予定してございます。

それと、歳入につきましては事業費対象の経費が1,900万円の40%ということで、760万円を県から充たさ

れる計画となっております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。こちらが重点事業に位置づけられております農業基盤整備促進事業、細谷地区になります。こちらにつきましては、予算額が2,338万6,000円になります。こちらの事業につきましては、平成18年の1月に地元から陳情を受けまして、細谷上、曾根地区の受益地の水源確保と家庭雑排水の環境保全の重要な排水路となっております。それと、のり面の一部が高く落差があるために地元が困っているような状況の水路となっております。そちらの水路につきまして、素掘りの水路からコンクリートの3面水路に更新することで地域の排水の改善や湛水被害の軽減をすることを目的に実施する水路改修事業となっております。

なお、こちらのスキルにつきましては、当初今年度の平成27年度事業として全線860メートルの排水路整備事業として進めてきたのですが、国の予算が事業費に対して4割程度しか今年度はつかず、今年度につきましては測量と設計、それと200メートルの工事しかできませんでした。それなので、平成28年度なのですが、今後国の予算つきの状況にもよるのですが、残りの660メートルを行う計画となっております。

11ページをお願いしたいと思います。中段の水路整備工事費になります。延長が660メートルを考えておりまして、1,889万200円の工事費となっております。工事の内容になりますが、660メートルの全線、600掛ける600のU字溝を敷設する計画となっております。

すぐ下にのり面等工事費というのがございます。こちらにつきましては、町単ということで291万6,000円を予定しておりますが、こちらは地元説明会に地元の地権者から高畦が崩れることがとても心配されるという要望が数多くありまして、その高畦の部分なのですが、国の補助金でいいますと、もともとの水路幅が5メートルあるので、国の補助金は緩やかなのり面が確保できるということで、国の補助金の対象としてはすごく難しいという見方が話されております。それなので、今年度の排水路工事を見た中での再度地元との協議になりますが、町単で分割して発注を行う予定で予算計上となっております。660メートルの全線をちょっと高畦の区間で行うということは非常に難しいので、地元との協議になりますが、特に宅地の部分であるとか、施設ハウスの部分であるとか、そういったものが180メートル程度ですので、その部分のところをあぜの崩れを支えるような柵板の敷設を町単で行いたいというふうに考えております。

それと、その下なのですが、物件補償として揚水機場が1基、それの上に敷設されておりますので、その移設の物件の補償で50万円の予算を計上してございます。

それと、歳入につきましては事業の対象経費1,800万円の75%分、1,350万円が国、県から充当される計画となっております。

続きまして、12ページをお願いしたいと思います。こちらにつきましても重点事業ということで位置づけられております農業基盤整備促進事業、県営頭沼地区でございます。予算額が1,250万円になっております。こちらの事業につきましては、地元から要請を受けまして、県と協調して頭沼地区の農業用排水路改修、延長700メートルを平成27年度から3カ年で、総事業費1億3,000万円の事業となっております。平成27年度、今年度につきましては、測量、調査、設計を行いました。28年度の計画につきましては、延長300メートルの改修を行う予定となっております。その年度事業費5,000万円分の地元負担金25%、1,250万円が今回の計上となっております。こちらにつきましては、水路が農業用水路と地域排水路の両役割を持った重要な

施設であることから、従来土地改良事業として町が10%負担してきたことを鑑みまして、地元負担25%から町が負担する10%を引いた15%を町と邑楽土地改良区のほうで負担することとなってございます。それなので、町の負担が17.5%、邑土の負担が7.5%ということで現在調整中となっております。

12ページなのですが、先ほどの1,250万円という形になってございます。

次、14ページをお願いいたします。こちら重点事業の県営五箇谷地区圃場整備事業となります。予算額が515万円になります。こちらの事業につきましては、県が主体となりまして、五箇谷地区125ヘクタールを対象として基盤整備を実施する事業となっております。こちらは、地域農業の維持、発展のために農用地集団化を図り、区画形質の変更を図るとともに、土地の有効活用と効率的な基盤整備を実施していく農業土地改良事業となっております。今後の事業計画のスケジュールなのですが、平成27年、今年1月12日に……

○委員長（今村好市君） 伊藤係長、ここに書いてあるようなものは、かいつまんで説明してください。

○農政係長（伊藤泰年君） はい。では、スケジュールはごらんのとおりとなっておりますので、次のページをお願いしたいと思います。15ページをお願いします。こちらが予算になりますが、中段の2番目、県営で行う土地改良事業のため県への負担金として5,000万円の事業費の10%ということで、町の負担金が500万円になります。

それと、その下の段、土地改良の事業に係る農地集積等の調整事業ということで60万円の25%、15万円が町の負担金になります。以上、簡単ですが、以上になります。

続きまして、16ページ、重点事業をお願いします。国営附帯県営農地防災事業になります。こちらの予算が324万円になります。こちらにつきましては、北部用水路延長3,600万円の整備工事となっております。板倉町の負担分ということで、受益面積割64.8%が町で負担する事業となっております。平成28年度には転落防止柵、のり面コンクリートの計画が予定されております。

次のページをお願いいたします。町の予算になりますが、県への負担金として事業費の5,000万円の町の負担分10%から板倉町の負担分ということで受益面積割0.648を掛けまして、町の負担分324万円になります。以上、簡単ですが、こちらは以上になります。

続きまして、18ページをお願いいたします。こちら重点事業に位置づけられております加工米対策事業になります。本年度予算額1,500万円になります。こちらにつきましては、1市5町が協調して加工米に取り組んだ農業者に対して1俵当たり500円を支給する制度となっております。こちらが前年度につきまして120%の増額になりますが、今年、去年等を鑑みまして、予算額を増やしたものとなっております。

1枚めくってください。加工米助成事業ということで、1俵当たり500円掛ける3万俵ということで、3年の実績を鑑みまして、予算の確保をいたしました。

続きまして、20ページをお願いしたいと思います。こちら重点事業に位置づけられております新規就農者確保事業になります。本年度の予算額が600万円になります。こちらにつきましては、国の制度を活用して経営開始直後の新規就農者に対しまして、その経営をサポートする給付事業となっております。原則45歳未満の方で、農業経営になることに強い意欲を有している方が対象となっております。就農してから5年間が対象期間となりまして、年間150万円を支給している事業となっております。

次のページをお願いいたします。現在新規就農者で、板倉町で4名の方が新規就農としてこの助成制度を活用されております。年2回の給付で150万円、年2回ですので、75万円ずつ給付してございます。こちら

の給付金については、全額県のほうから充当されます。

続きまして、22ページをお願いいたします。重点事業の経営体育成支援事業になります。予算額が300万円になります。こちらにつきましては、認定農業者が主に対象になりますが、経営規模の拡大や作業効率化を図る目的で大型機械等を導入する際、利用されるケースが多い整備事業となっております。

1枚めくってください。今回につきましては、4条刈りのコンバイン1件が申請がありまして、事業総額1,000万円の30%の補助として300万円の計上となっております。こちらにつきましては、全額県から充当される予定となっております。こちらの経営体育成支援事業につきましては、今回申請を上げたのですけれども、該当要件がとて厳しくて該当にならないケースが数多くあります。その場合の措置としまして、この次の説明するものがあるのですけれども、県単事業のはばたけぐんま担い手支援事業へ切りかえて申請となるケースが多くあります。はばたけにつきましても、経営体育成支援につきましても、ともに補助率が30%となっています。ただ、はばたけぐんま支援事業には直接上げることができなくて、経営体育成支援事業に上げて、そこでだめになったということであれば、はばたけにのせるケースということがまず該当要件になりますので、まずはこちらにエントリーをして行うような事業となっております。本年度につきましても12月補正で、組み替えの補正で対応していただいた事例がございます。

続きまして、24ページお願いします。重点事業のはばたけぐんまの担い手支援事業になります。こちらが本年度予算額300万円になります。こちらにつきましても認定農業者等が対象となる、今回につきましてはハウスの被覆の張りかえということで事業が上げられております。ハウスの被覆の張りかえで15%補助となっております。平成28年度には4件を計上してございます。

次のページをお願いします。ハウスの被覆の張りかえ4件ということで、全体で2,000万円の15%で300万円の補助となっております。歳入なのですが、こちらも全額県から充当される計画となっております。

続きまして、26ページをお願いします。農業関係団体事業ということで予算額44万9,000円になります。こちらは、農業関係団体への補助金になります。

次のページをお願いいたします。下から2段目になりますが、今回新たに施設園芸等担い手受け入れ協議会負担金として14万1,000円を計上させていただきました。こちらの協議会は、新規でJ A 邑楽館林さんが中心になりまして、1市5町の農業担当者や県の関係機関等で構成されております担い手受け入れ協議会が発足した形になります。こちらの設立の背景なのですけれども、邑楽館林地域は全国で有数のキュウリの大産地であったのですけれども、生産者の高齢化が進みまして、現在60歳以上の方が5割ぐらいとなっている状況になっています。10年後には生産者の戸数が500戸を割り込んでしまうということが懸念されていることから、新規の就農者を計画的に確保、育成しようということでこちらの協議会が発足してございます。IターンやUターンの就農に向けました実践の研修や就農の準備、就農後のサポートをこの協議会で行っているような計画となっております。

次、飛びまして、30ページをお願いします。農業後継者対策事業ということで、予算額が17万円になります。こちらは、農業後継者不足が問題となっている中、農業に従事される若い農業青年を支援するような事業となっております。

次のページをお願いしたいと思います。予算の内容なのですが、消耗品ということで子供たちの、小学生の夏休みの課題として、米消費拡大ポスターコンクールを実施しております。その商品代となっております。

す。

それと、若い農業青年部に助成する事業ということで10万円の確保してございます。

以上、農政係の11事業につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） それでは、農地係の説明に移らせていただきます。農地係につきましても新規事業、重点事業、総合戦略という形で事業が上げられております6事業についての説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出とあわせた説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、農地係の資料といたしまして、6ページをお願いいたします。農業基盤整備促進事業、飯野南部地区、事業費1,573万6,000円となっております。これにつきまして、歳入については15款県支出金となります農業基盤整備促進事業補助金、飯野南部地区より1,256万円が充当されております。この事業は、耕作放棄地の解消と発生を抑制することにより担い手農家に農地の集積を推進することを目的として畦畔撤去ですが、畦畔撤去は区画拡大等の圃場整備を行うため地元有志と農業委員会が連携してこの事業が実施となったものでございます。集積エリアといたしましては、藤の木橋を南に向かいまして、県道麦倉一川俣停車場線の飯野信号ですか、それをさらに南に向かう町道2-38号線を通って堤防手前の邑楽用水を挟んだ農地でありまして、その町道を西に谷田川第2排水機場に及ぶ農地の約10ヘクタールの部分となります。この事業に対しての補助内容といたしましては、定額助成の事業で行っております。

次のページ、7ページをお願いいたします。事業内容でございますけれども、13節委託料といたしまして、調査業務委託料一式ということで税込み価格217万368円、15節工事請負費、簡易圃場整備工事費一式ということで、こちらにつきましても税込み価格1,356万4,800円となっております。農業基盤整備事業につきましては、同様の事業の取り組みを25年、26年ということで行っている事業でございます。

次に、資料の8ページとなります。お願いいたします。農地中間管理事業でございます。こちらの事業費といたしましては126万5,000円となります。

歳入といたしましては、15款県支出金のほうから農地集積集約化対策事業費補助金ということで100万円、20款の諸収入ということで農地中間管理事務受託事業収入より26万5,000円が充当されております。事業費の126万5,000円に対しまして、充当額126万5,000円となっております。この事業にかかわる費用の全てが県と農業公社機構から支払われて行われる事業となっております。

次に、9ページのほうをお願いしたいと思います。19節の交付金といたしまして、機構集積協力金ということで100万円を計上いたしまして、昨年度と比べて10倍の額を計上いたしたわけですが、これにつきましては現在借り受け希望面積ですか、借り受け者として手が挙がっている希望面積が約80ヘクあるのに対しまして、貸付希望面積が約9ヘク出されているものです。これらをもとに計上した金額でございます。また、この協力金につきましては実績に応じた支払い、出来高払いとなります。

次に、資料の10ページをお願いいたします。離の交換分合事業でございます。事業費77万5,000円。歳入につきましては、離交換分合地元負担金、分担金ですか、こちらより14万8,000円、そのほか離交換分合事業費補助金ということで、県の支出金といたしまして、37万円が充当されて行われる事業でございます。この事業は、3年継続事業となっております。平成28年度で終了となる事業でございますが、1年目、2年

目取り組んでおりました農山漁村活性化プロジェクト支援事業が廃止されることから、最終年度につきましては小規模農村整備事業に移行して事業を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。この事業につきまして、13節といたしまして委託料、調査業務委託料一式ということで76万円を計上したものでございます。

次に、資料の16ページをお願いいたします。農地制度実施円滑化事業でございます。こちらについての事業費といたしましては21万4,000円でございます。こちらの事業は、町内の全農地を対象に利用調査することによって、耕作放棄地の解消と抑制を推進する事業を実施するものでございます。

17ページをお願いいたします。こちらについての19節負担金、補助金及び交付金ということで7万5,000円を計上いたしております。こちらは、耕作放棄地再生利用に要する交付金でございます。

失礼いたします。8節の報償費を、済みません、戻りますが、説明させていただきます。これにつきましては、農地利用状況調査時の報償費ということで、1人当たり7,500円ということで、調査員18名分で13万5,000円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。農業関係制度資金利子補給事業でございます。こちらにつきましては、事業費が56万2,000円でございます。この事業につきましては、認定農業者を対象に利子補給する事業となっております。現在利子補給されている件数といたしましては21件ほどございます。

19ページを開いていただきまして、1節となりますが、これは報酬でございまして、審査員さんの報酬ということで3万2,000円を見込んでおります。

その下に行きまして、19節負担金、補助金及び交付金ということで、農業近代化資金の利子補給金ということで52万円を見込んだものでございます。

次に、資料の22ページとなります。最後になりますけれども、認定農業者応援事業ということで、こちらにつきましては11万8,000円の事業費となっております。この事業費につきましては、現在板倉町の認定農業者協議会の応援事業ということで計上させていただいております。内容につきまして、23ページをお願いいたします。内容につきましては、負担金、補助金及び交付金ということで、職員の研修負担金、また認定農業者協議会の補助金ということで10万円のほうを見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 産業政策係の遠藤です。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速産業政策係所管の予算についてご説明申し上げます。資料のほうは産業政策係の1ページをお願いいたします。まず、歳入の概略でございますが、揚舟乗船料といたしまして80万円、1年間に約800人の乗船客を見込みましての計上となっております。

続いて、レンタサイクル使用料、こちら66台ある自転車のうち、それを年間大人用、子供用、半日、1日間問わず490台の稼働を見越しての料金、20万円の計上とさせていただきます。

1つ飛びまして、個人紹介制度企業局分担金といたしましては、ニュータウンの個人紹介制度、紹介いただいたら1件10万円の謝礼を支払ううちの半分を板倉町での企業局から負担金としていただいておりますが、それを5件分の半分、25万円を計上させていただきます。

産業政策係の主な歳入といたしましての説明は以上とさせていただきます。引き続き歳出のほうに移ら

させていただきます。資料のほう、同じ4ページのほうをお願いいたします。同様に新規、重点、総合戦略に位置づけられた事業の概要を説明させていただきます。

まず、新規事業ですが、一番上でございますが、板倉ニュータウン商業地利活用検討調査事業からご説明申し上げます。資料を1枚めくっていただきまして、5ページお願いいたします。板倉ニュータウン商業用地地利活用検討調査事業、こちらにつきましては前年度までもニュータウンの企業誘致促進事業と一体の中で対応していたものを今年度は改めて事業を別建ていたしました。こちらの駅前の商業施設用地1.3ヘクタールを中心になかなか進まない商業地を何とか活用していく町の姿勢として事業立ていたしましたして、企業局に対しましてもアピールしていきたいということで、別建てといたしまして19万7,000円の予算計上となっております。主な内容としては、左下の内訳にございますが、営業活動等に係ります旅費、また消耗品、高速道路や駐車場の使用料、そういったものの経常経費的なものとして19万7,000円の計上させていただいております。

次の事業に移らせていただきまして、資料7ページお願いいたします。こちらにもニュータウンの産業用地にかかわるものがございますが、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業、いわゆる企業の優遇措置に係る事業費となっております。今年度4,930万円、前年と比べまして2,700万円増となっております。

こちらの中身につきまして、ちょっと詳細を説明させていただきますと、1枚めくっていただきまして、8ページになります。この優遇制度、企業が支払う固定資産税の相当額の奨励金、もう一つは地球温暖化対策に投じた奨励金、それと雇用に関する奨励金という3本立てになってございますが、特に大きく変わったのが固定資産税に係る部分、一番上にあります産業施設設置促進奨励金、固定資産税の奨励金でございますが、現在10社産業用地に進出決定しておりますうち、8社がこの奨励金の対象となっております。その中で大きく異なってきたのがイトアンド、これがトータル、土地、建物、償却資産で1,800万円を計上しておりますが、実は昨年まで税の特例措置ということで減額を受けておりました。昨年までのトータルが900万円でございますので、その特例は3カ年ということで、今年度、28年から特例がなくなりますので、その分そっくり奨励金の対象となりますので、そこで約900万円増となっております。プラスして、下のほうに日本ホイストとございますが、こちらが操業開始いたしましたので、建物、償却資産、240万円、210万円、これに加えまして、その下にございますが、宝泉プレジジョン、グリーンパッケージ、トミッツ、これが新規で加わりまして、この新規分650万円、先ほどの950万円と合わせて約1,500万円がここで大きく増えているということでございます。

次の地球温暖化対策奨励金につきましても昨年予算300万円に対して今年度1,200万円、900万円多いのですけれども、こちらにも28年度中に建設を予定している企業が3社、プラス新規企業1社見込みまして、4社ということで1,200万円、ここで約900万円増というような形になりまして、トータルで2,700万円近くの増額ということでの奨励金の計上となっております。

次の事業に移らせていただきます。次、1枚めくっていただきまして、9ページでございます。企業立地促進事業、こちらは企業誘致にかかわります誘致活動に関する経費の計上となっております。162万1,000円、昨年と比べまして8万1,000円減額になっておりますが、これは商業施設関係を別建てにした関係も含めて減となっております。

この中で今年度大きく異なっていることを1点ご説明させていただきますが、1枚めくっていただきまし

て、10ページでございます。10ページの一番下の役務費、広告料というところに誘致企業雇用支援広告料ということで、今年度から1つ新しいことに着手したいと思っております。これは、企業誘致している中でどうしても雇用が確保できるかが不安だという企業様がほとんどでございまして、それを町で支援していこうということで、雇用に関する情報を広告折り込みを町として広く入れていこうというようなことを試みたいということで予算計上15万円させていただいております。こちらが今年度この事業での新しい取り組みということでございます。

続きまして、資料のほう飛びまして、14ページお願いいたします。商工業振興事業費といたしまして、こちらにつきましては商工会の運営費の補助金800万円が主なものとなっております、プラス商工会に対しまして100万円を町の商工振興事業のために、商工会の自発的な事業を補助するというので、100万円の補助金をつけております。こちら昨年まで200万円だったのですが、利活用の状況、または板倉まつりへの商工会からの負担金ということで迂回しているような状況も見られたということで、その分を減額いたしまして、商工会の補助金減額した分を板倉まつりのほうに逆に100万円を増額させていただいております。補助金のほう増額しております。今年度は、そういった関係上この商工振興事業費が100万円の減額というような形になってございます。

済みません。次に飛ばさせていただきます、18ページお願いいたします。住宅リフォーム支援事業ということで、27年度、今年度から行ってきたものの2年目となります。300万円予算計上させていただきます、1件当たり助成率10%、リフォームしたご家庭に10%、10万円を限度として交付するというようなものでございます。27年度は、300万円の予算に対しまして42件、297万円の実績ということで、28年度につきましても同額300万円を用意いたしまして、交付の方法は商工会の商品券を買いまして、それで町内の商工喚起に、ただ交付金としてお金を配るのではなくて、町内に還元できるような形での補助金の交付をしてございます。

次の事業に移らせていただきますが、飛びまして、24ページお願いいたします。24ページ、揚舟運航事業、こちらも総合戦略の位置づけとなっておりますが、例年どおりに今年も5月、6月、9月、10月の揚舟の運航を実施したいと思っております。大幅に230万円近く減額になっているのですが、こちらは船頭の賃金、これが今までこの事業費の中で見ていたのですが、船頭も町の臨時職員の位置づけになっておりますので、総務課のほうの臨時職員の賃金に移行いたした関係上、減額となっております。その他運航に係ります消耗品、保険代、そういったもので計上となっておりまして、今年度は賃金が別建てになりまして、51万3,000円の事業費となっております。

次でございますが、27ページお願いいたします。こちらも総合戦略に位置づけられております群馬の水郷管理事業、こちらにつきましても昨年同様の形というものでございますが、邑楽漁協のほうに管理委託を200万円いたしまして、また魚の放流ということで、フィッシングパークというところを中心にその維持ということで考えていきたいという形での予算計上させていただいております。

最後の事業になりますけれども、総合戦略に位置づけられておりますレンタサイクル、29ページお願いいたします。歳入のほうでご説明申し上げましたが、レンタサイクル66台今保有しております。大体稼働率が500台近くは稼働しております、こちらも随分傷んでいるのですが、その補修、維持、また貸し出しに当たっての保険等かかる経費として計上させていただいているのが23万7,000円ということで活用しております。

以上、早口で申しわけなかったのですが、産業政策係のほうの説明とさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 産業振興課の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 産業政策係の27ページ、群馬の水郷です。先ほどの説明の中で、フィッシングパークとして一応考えているということですが、基本的にこの大きな目的というのはこの説明にありますけれども、水辺豊かな憩いの場ということが大きな目的だと思うのですが、これについて行政評価の中で例えば散策路の整備とか、歩道の整備とか、いろいろ提案したと思うのですが、この予算額見ますと、従来と同じという数字なのですが、特にこれは総合戦略の中でも言い続けられていますよね。ただ、そういった中で地域事業計画、後期計画、それを見ましても28年度から31年度まで266万円ということで、全くこれ変わっていないのです。そうしますと、この大きな目的である水辺豊かな憩いの場という部分で、先ほどの説明のようにフィッシングパークとして位置づけているという感じですが、その辺は例えば今後のこの活用の部分ですが、それは基本的にどういった展開というか、考えているのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 予算の中では、予算計上には反映していないのですが、昨年度の事務事業評価の中でも受けました。こちらで今考えているのは、28年度予算をかけずに、もちろん郵送料とかかかってくるのですが、無作為抽出の形で、まずは町民の方へのこの群馬の水郷に求める意向というのがどこにあるのかというのを把握したいというふうに担当として今考えております。その内容とあわせて、今観光振興ということで県の国際観光物産協会のほうといろんな観光会社を回っている中で、町に呼んできているいろんな資源を見た中で、やはりあそこは観光資源としての活用性というのは、まだ3社ほどなのですが、ちょっと評価が非常に低い状況なのです。そういった調査等をやりながら、今後どういった形であそこに今の現状維持をしながら明確に根拠を立てた上で活用方法を探っていきたいということで、まずむやみやたらな予算計上はしないということで、事務事業評価の意向も踏まえた形での調査を優先させていきたいというのが今のところの考えとなっております。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、28年度については住民のための意向調査、アンケート、それをとるということですね。予算かけずにやらないという部分でもしあるのであれば、例えばこれ一つの提案ですが、よくある自治体によっては、自然ファンクラブではないですが、一つボランティア関係で清掃とか、ちょっとした原材料だけ町のほうで出せば、それをもとに散策路整備したり、そういった登録制度、そういうのがあるのです。ですから、そういうのをできれば行政の側で立ち上げてくれれば、あとその後いろんな形で例えば展開できるのではないかという感じがするのですが、その辺も28年度中はちょっとそのアンケート踏まえて、その辺の一つの組織ではないですが、一種のボランティア団体ですが、もうちょっとその辺をいろいろ検討したらどうでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） そのアンケート調査の中にもそういったことを網羅しながら、そういったものへの協力意向とか、そういったことも含めてどういう形で協力していただければいいかというの

を把握しながら検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（今村好市君） 共同事業が活用できるのではないか。

町長。

○町長（栗原 実君） 今緑道等と言いましたけれども、あそこは毎年1回ヨシ焼きをするのです。だから、鉄骨でも歩道をつくるのであればですけども、既に過去1回つくって、もう焼失してしまって、二、三年でという現状もありますし、単純な発想だけでは非常に難しいし、あとは構想とすれば柳山のほうへも例えば散策路的なものを、あちはヨシ焼きはしないから。ただ、それをやることで自然破壊がどうなるのかとか、いろいろ問題点もありますので、そういったボランティア団体など、これぞ存じなのでしょうから、そういったものを連れてきていただいて、どんな例えば構想をお持ちなのか、それに対して手伝えるものはどういう角度なのか、ぜひそこらまで突っ込んでご提案をいただければというふうにも思います。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） わかりました。要するに例えば柳山にしても木道を通すとか、あとは……

[何事か言う人あり]

○委員（荒井英世君） ありますよね。

[何事か言う人あり]

○委員（荒井英世君） その辺は、我々もちょっとそれいろいろ研究、調査して、それは町のほうに折を見て出していきたいと思ひますけれども、その際はよろしくお願ひします。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） 一番我々が困るのは、ボランティアを一般から求めてくれといっても、例えばそういうなかなか言うのは簡単だけれども、ボランティアで集まらないという問題も、まず総合的に一般的なボランティアも含めて、よくボランティアでやってもらえばいいではないか、ボランティア組織を立ち上げよう、言うのは簡単なのですけれども、幾ら例えば応募しても来なければだめですし、ですからぜひそこら辺のところのそういった有望な協力体制のような組織がご存じでしたらご紹介いただきながら方法論を考えていければと思ひているのです。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 農地係の、8ページの重点事業になるのですけれども、中間管理機構の事業なのですけれども、これは毎年度なかなか先へ進まないということは理解をしております。しかしながら、今年度については中間管理機構から事務経費ということで、100万円ということでここへ出ているということなのですけれども、これは公社から出たのは160万円ではないのでしょうか。まずそこから。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 公社から出たの160万円という金額は、どこの、いつ、総農振の説明で。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 公社からマッチング作業として事務経費が160万円出ていると思うのです。それを活用してくれということかなと思うのですけれども、それについてはここには明記されていないのですけれ

ども。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） その関係なのですけれども、マッチングにつきましては総合農業振興協議会のほうで受けるということで、こちらの町の一般会計のほうには載っていない金額となっております。別物になるということで、町で受けるのではなくて、総合農業振興協議会が受けるという、そのマッチング作業についてのみということで。それですので、総農振のほうの28年度の予算に組み入れたものでございます。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 補足的な説明なのですけれども、なかなか中間管理事業わかりづらくて、先日の総合農業振興協議会の中で地域再生協に位置づけられている総合農業振興協議会がマッチング作業を請け負ってということで議論された中が160万円かなと思うのですけれども、一応仕組みといたしましては中間管理事業から町ないし町の再生協に位置づけられる総合農業振興協議会がやる仕事としまして、町に直接つくるのが広報活動だとか、相談だとか、あとはお客さんとのちょっとした窓口的な業務だとか、それにつきましてはこの今ご説明いたしました一般会計の9ページでいくところの消耗品費というか、事務費というような形で入ってくる部分が1つございます。

それと、この9ページでいきます交付金として機構協力金というものなのですけれども、これにつきましては中間管理事業が成功して、例えば中間管理事業が保有している土地の隣接した土地だとか、隣接した複数の土地を提供してもらえることで10アール当たり1万円の助成金が地主さんのほうに出るような仕組みがありまして、それに対する10ヘクタール程度、28年度一応これ推計値なのですけれども、そのようなものが発生するのではないかとということでこの100万円が一般会計のほうに入って、事務費と交付金が一般会計に入って、事務費は町が中間管理事業にかかわる事務として使わせていただく。それと、交付金につきましては、成功した暁には農地を提供してくれたお客様のほうに交付金として支払うというような形でございまして、それともう一つ、160万円、総合農業振興協議会で要は議論された部分なのですけれども、もう一つの業務として複数の方が申し出をして貸し出したいよ、複数の方が借りたいよといったときに、どの方とどの方を調整してくっつけたらいいかというマッチングという業務が別建てでありまして、これにつきましては基本的には町の事業ではなく、農協さんも参画していただいている地域再生協に位置づけのある総合農業振興協議会がその業務を請け負った形で、農協さんが主力で地域の農家さんとのマッチング作業を行うということで、そちらの経費が別建てで総合農業振興協議会の予算として160万円程度見込まれているということで、業務が一般的な経常的な活動費、それと農家さんにお配りする協力金、それと農協さんを中心に行う事業主体が総合農業振興協議会のマッチング作業の経費ということで、3本立てということで理解いただければと思います。

雑駁な説明でちょっとわかりづらいかと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） やはりそれぞれ中間管理機構、公社とすると貸し手の調査、借り手の調査、そういうことに関しての作業費として計上していくと、利用してくれということなのですね。なかなか町としても、例えばそういうふうな県としても、だからその辺の先へ進まないという一つのものがあるのかな。だから、国とすると法律で定めた中でそういうものも利用してくれと、推進費として出されているのだと思うのです。

けれども、やはり例えば認定農業者の意見にしても、なかなかこれ先が見えないというふうなことも言えている。いいお膳立てしたものの、なかなか乗れないということも言えるのかなと。そのために今回この予算をつけた背景、どのような計画を持っているか。やはり調査等も含めてしっかり進めていかななくてはならないのですけれども、いずれにしても今年度、28年度はどのようなのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにいたしましても、そのマッチング作業という部分がどのように今後展開していくかというところの議論が27年度中心に行われまして、今の段階おおむねJAの邑楽館林が中心になって1市5町のマッチング作業をそれぞれの自治体と協調した形でやっていくという方向性が見えましたので、その辺の方向性が確定した段階でそれを積極的に宣伝して、要するに農家さんにそれを積極的に利用していただくような宣伝活動等にちょっと力を入れて、要は今までは方法論がなかなか不透明な部分があったので、なかなかアナウンスもできなかったという歯がゆさがあったのですけれども、ちょっと一歩踏み込んだ形で説明したり、宣伝することで活用していただければというようなことを28年度についてはちょっと力を入れたいかなと思っています。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、やはりJAも入ったというようなことも言えると。調整等も含めてやはり1町だけの問題ではなくて、邑楽館林を絡めて、もちろん隣の館林、特に北地区の場合だと、意外に入り組んでいるということになりますよね。そうすると、そういうふうな状況の中で進めていくことは必要なことなのだし、まずどのように地主さんとするか今後どの土地が利用計画を持っているかということの調査も必要なかなと思うのです。ただただ貸し手が集まらない、借り手が集まらないというふうに言っているだけでは先へ出ない。一歩踏み込むことも必要なかなと思うのですけれども、28年度はしっかりと予算づけもされているということになると、その辺のところも踏み込んだ形の中で進めていただきたいと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） いろいろご意見いただきながら鋭意努力したいと思いますので、またご指導方よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（今村好市君） ほかに。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 針ヶ谷です。よろしくお願ひします。

農政係の22、23、24、25の支援事業です。これの資格が認定農業者であることということが最低の資格になるかと思うのですけれども、認定農業者に申請して、認定農業者として資格を得る方法が各町村でいろいろとシステムが違うみたいなのですけれども、本町の大まかな流れというのをもう一回説明していただければありがたいのですけれども。申請から認可を受けるまでの大まかな流れわかりますか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 認定農業者の申請につきましてなのですけれども、認定農業者は農地係のほうで書式をもって申請を受け付けております。認定につきましては、年間の所得が一応600万円ということになりまして、年間農業従事時間が2,400時間に匹敵するというところで、その辺が重点的な項目とされて行

われております。それによって農業者の方のこれからの計画ですか、現在行われている農業について書いていただきまして、5年後の計画について書いていただきまして、それが600万円という形をもって目標に向かってということ申請のほうをしていただきまして、この申請を受けまして、審査会を開きまして、随時という形になりますけれども、それによって認定させていただいております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 申請を受けて審査で判断していただくまでの期間というのは、板倉町だとどのくらいかかっているのですか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） それにつきましては、何カ月という、幾日という規定はないのですけれども、何件か集まってから、または現在認定されている方の期間がございまして、随時、今年3月、6月ということで切れる期間がございまして、それに合わせた認定を行うように心がけております。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） これは、近隣の他市町村と同じような方式ですか、それとも板倉の単独というか、板倉だけの方式でしょうか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） これにつきましては、ちょっと調査不足ではっきりはわからないのですけれども、館林等につきましては年間1回の申請日を幾日か設けて、その1年間で1回のみ申請、それから許可という形でやっているところもあるのですけれども、ほかの町村につきましては現在ちょっと調査不足ではっきりしたことがわからなくて申しわけないのですけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） といいますのも近隣の新規就農者の方で認定農業を申請したところ、受け付けでの対応も余りよろしくなくて、そのときの話がある程度時期を置いて何月ごろ審査しますからみたいな返答だったらしいのです。当人が明和町のほうの状況を調べたところ、では来月にはおりますからというようなお話を受けたというような情報を聞いております。ということで、町によって違うのかなと思うのですけれども、いろいろなものに対してこれからやりますよというときのバックボーンとしてこの認定農業者の資格というのがこれから重要になってくるというのはもう認識なさっているかと思うのです。これから夢を持ってやっていく、そのためには認定農業者の資格が必要だということで申請しているわけですので、先ほどおっしゃったように、ある程度集積して人数が集まったら審査しますよという形ではなくて、そういうものを随時審査して資格を出せるような状況にはならないのかなということでお尋ねしたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 認定農業者の関係なのですけれども、先ほど係長から説明があったように、ほかの町の関係ちょっと情報が不足していて大変恐縮なのですけれども、板倉町の場合は今までやってきたのがある程度随時というような形でやってきたという事実があります。そうしますと、当然5年後その認定が切れるので、更新の方がそれぞれ過去がまとまってあれしてきたので、ある程度のグループで更新が必要になる。そうすると、それに合わせて要は新規の方がいらっしゃった場合は抱き合わせで審査会を開催して、更新の方と新規の方をそれぞれやっていたというようなのがありまして、これが年に3回ぐらいの回数かと

思うのですけれども、委員ご指摘のように、やはり今相談に来られた方も年度で、例えば今年度中になれないと困るとか、そういうお悩みがあって、多分その後私のほうもちょっとその話を聞いたことがありまして、今回ある程度数がまとまって、新規の方もいらっしゃったので、今月中にやろうということで準備しているようなところもあるのですけれども、今のご指摘を受けますと、そうすると逆に言うとなに例えばそういうグループを整理しまして、免許証ではないですけれども、ある程度余裕を持った中で年間3回とか4回とか回数を決めてあげて、一定の期日を設定するというのも一つの方法論なのかなと思いますので、例えば3カ月とか4カ月とかで3回ないし4回というようなことでくりをつけて更新が近い人にはお知らせをして、逆に言えばそのシステム的にこの時期は認定の見直しが開催されるので、新規の方でもご希望がある方はそれに合わせて申請してくださいというようなアナウンスもできるのかなと思いますので、その辺は逆に言えば使われる方が利便性が確保できるような内容でちょっと工夫できればと思いますので、またご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 考え方的には、更新の方というのはもう認定農業者なわけですよ。新規の方は、認定農業者ではないわけですよ。ということは、認定農業者の方はある程度時期を決めてやっていただいてもその対応はいろいろ支援を受ける、助成を受けるというのはできるのですけれども、新規の方というのはその時点、今から農業を始めますよという時点でもう認定農業者、今いろんな書類は申請中でも提出できますけれども、そのバックボーンというのですか、僕は認定農業者を今申請して将来的になれるのだというののもとにそういう計画というのも立てていかないと、全部自己負担で新規の就農ということになるのは非常に難しいというのは、もう現場の方は既にご承知のことだと思うのです。その辺をある程度軽減してあげないと、やはり新規就農で自分でやろうというような、そういう意欲をかき立てる方法という面でもちょっと弱いかと思うのです。ですから、そういった部分は新規は新規として策を考えていただいて、更新の部分はその集まった時点、ある程度集積して今まで審査してきたわけでしょうから、更新の時期もある程度重なってくるかと思うので、そこは集積で構わないと思うのですけれども、新規の部分についての対応をもう少し検討していただければありがたいかなと思いますので、先ほどの橋本課長の答弁も含めまして、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） これは、産業政策係さんの8、9ページかな、その前に大見出しがある、7ページか。産業施設及び商業施設云々等で、いわゆる奨励金等が出ている一覧表があるのですけれども、現状大手の云々というような交渉の部分を除きまして、大体最近特に工事車両等も行き来が多く、あそこを通っているたびに見受けられるのですけれども、外資系のどうのこうの別として、全体の契約あるいは着工件数も含めて既存の販売されたパーセンテージ、大体3割とか4割とか5割とか、どのぐらいの割合なのですか、現状は。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 産業用地の分譲状況ですが、全体で約36ヘクタールございます。そのうち9.8ヘクタールぐらいですので、分譲状況といたしましては……

「ざっくりと」と言う人あり]

○産業政策係長（遠藤 進君） ざっくり27%が分譲済みということで、あと残りまだ約73%残っているというような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 外資系云々等で北海道と板倉が先行どうのこうのという過程があったのだけれども、それを全く除外して、残りの部分で何%ぐらいの販売状況ですかと、そういう意味。不特定のでかいの別として。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 済みません。36ヘクタールが約半分の17ヘクタールにでかいところ入っておりますので、36ヘクタールから約50%分譲済みという状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 担当課さんあるいは県企業局さんといろいろ販売活動を行って、でかいやつは別として50%ぐらいの進捗率と。この歳出見積書を見させていただいて、不勉強で申しわけないのですけれども、例えば26年度で1,400万円ぐらい計上していますよね、奨励金という形で。27年で大体2,200、28年だと4,900と倍々ゲームになってくるのですけれども、奨励金制度ですから、損得でやれるわけではないのですけれども、例えば今奨励金で企業がどんどん出てきて、いろんな形でお金を奨励金という形で出しているわけですが、そういう計算したかどうかちょっとわからないのですが、今町の財政負担になっているのだと思うのですけれども、将来的にそういうシミュレーションしたかどうかわからないので、失礼な質問かもしれないのですが、これが今の状況のような過程で例えば行ったときに、今は大変なだけけれども、板倉町の財政的にどの辺で転換してプラスになってくるとか、そういうシミュレーションというのは企財のほうなのか、産業政策課でもやられているのかどうか、その辺ちょっと聞きたいのだけれども。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 委員ご指摘の奨励金の町負担につきましては、旧制度ですと100%を5年間返していくということで、これは議会でも議論いただきまして、制度を改正させていただきました。その旧制度でいけば100%入ってきたものを出すだけですから、単年度の収支はプラ・マイ・ゼロのように思えるのですけれども、実はその裏の交付税というところが、その約7割近くがカットされてしまうと。要は収入があったものを返すのは勝手だということで、交付税はあくまでも収入見込みとしてそれを見て、その分交付税カットされるということで、この分のマイナスがどんどんいってしまって、イトアンドあたりですと、そのままいくと20年ぐらいかからないとプラスに転じないというシミュレーション。これを全て細かく先ほどの特に大きな今外資系の企業とやっているところが入ってきたときには非常に大打撃を受けるということで、27年の4月1日から変えまして、固定資産税の15%もしくは10%と業種によって違うのですが、そういう形しかもう奨励金を返さないよということで、実態7割交付税引かれても10%しか返していなければ、残る部分の約2割が町にはもうその時点からプラスになってくるということですので、今後入ってくる企業は全て入ってきた時点からプラスカウントになってくるというふうになりまして、今まで出ているこの8社の部分はそれぞれ出た期間、規模によって違うのですが、20年ぐらいかからないとその交付税のマイナス分を回収ができないというようなシミュレーションした結果で、ただ全体でやりますと今後の企業のほう

が大半を占めてきますので、パーセンテージまだ大きいところを入れれば8割ぐらいが残っていますから、それは新制度対象になりますから、そこからの回収と今までのマイナス分を相殺しながらプラスというふう
に転じてくるかというふうに。ですから、早く入れられれば早くプラスに転じることができると。

○委員長（今村好市君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 今説明である程度理解できました。今後の誘致活動の中で早ければ早いほど財政
的に、既存の企業については別ですけども、新たに今誘致された企業さんについては、その時点からプ
ラスになり得るという形で、既存の部分が5年間です、あれは。5年間、それが過ぎればある程度新しく進
出した企業の効果がそれに上乗せされてきますから、財政的に寄与してくると、そういう基本的な考え方
でよろしいのですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） さようです。

○委員長（今村好市君） よろしいですね。

では、ここで休みたいと思います。

再開を35分にしたいと思います。10時35分再開いたします。

休 憩 （午前10時22分）

再 開 （午前10時35分）

○委員長（今村好市君） 再開いたします。

引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） よろしく願いいたします。

産業政策係のほうの29ページ、レンタサイクル事業でございませうけれども、これ66台の中で修繕料が14万
9,000円、保険が5万8,000円ですか、計17万9,000円の予算でございませうけれども、採算がとれているのか
どうかとちょっと思ったものですから。これ一年中自転車を貸し出ししているのか、それとも期間に限定
されているのかどうかを1点聞きたいのです。

それと、月に何台ぐらい使用があつて、年間何台ぐらいかなということと、これは1台200円ということ
ですね。有料になっているわけですよ。今最初言ったこの17万9,000円が採算がとれているのか、とんと
んなのかどうかちよっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） レンタサイクル事業につきましては、まず66台、大体パンク修理等を含め
て修繕費で14万円ぐらいかかっているのですけれども、年間収入、26年度の決算ですと28万4,300円とい
うのが収入になっておりまして、支出のほうですと18万円ぐらいが支出決算となりますので、とんとんよりも
やや多目というような状況での事業の運営となっております、また貸し出しにつきましては、基本的には
わたらせ自然館のほうで貸し出しをしておりますので、わたらせ自然館の開館日は全て貸し出ししている
というような状況でございませう。

以上です。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 大変このレンタ事業は大事かなと思うのです。それは、なぜかといいますと、今車時代ですので、健康になるにはやはり足を使うということで、自転車は全身運動になるのかなと思うのです。また、自転車に乗って板倉町のやはりよさが、気づかなかったところに気づくものもありますし、またこれから暖かくなると自転車にも乗ってみたいと思う人もたくさん出てくるのかなと思うのです。そういう意味で板倉町だけでなく、外からの方にももちろん、外からの方の使用もあると思うのですけれども、どんどん外のほうにPRして自転車に乗っていただいて、板倉町の観光スポットなり、行きたいところに行っていて楽しんでいただくということで、いろいろとPRなどしているのでございましょうか、どうなんでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 特にこのレンタサイクルにつきましては、ほとんどの利用率、90%近くが渡瀬遊水地の散策に使われる方が多くて、そういった渡瀬遊水地のPRとあわせてレンタサイクルが、板倉東洋大前駅が遊水地の入り口で、そこをすぐ坂を上れば自転車が借りれて遊水地へ行けますというようなPRをセットでしながら、あわせて栃木と北川辺とも連携しております、それぞれの乗り捨て、乗り入れできるようにしておりますので、板倉から自転車を借りて北川辺のほうまで行ったら、北川辺の道の駅に自転車を置いて、そのまま柳生から帰るというようなこともできますし、北の栃木側もそういったことができるように、そういったPRをしながらレンタ事業のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 今のお話ですと、大変いいことだなというふうに思うのです。板倉町だけではなく、栃木県なり藤岡のほうなんかといろんなところを行けるということは大事なかなと。やはりこれ拡充して、もっともっとたくさん自転車を使用していただいて、もっとPRをするということが大変大事になってくるのかなと思うのです。自転車に乗るところに観光スポットなどの遊水地だけではなくて、チラシを置いて、自転車に乗る方に差し上げて、いろいろ板倉のほうを隅々まで、雷電神社なり、いろんな神社もありますので、回っていただくということは考えておりませんか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 貸し出しのわたらせ自然館のほうに町の観光パンフレット等も配架しております、そういったところでのPRをしております。ですので、今後も引き続きそういった観光案内もわたらせ自然館のほうで充実していただきながら、レンタサイクルとセットで町のPRをしていければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） これでもう少したくさん収入が入ると町のほうもありがたいかなと思いますので、ちょっと力を入れて前向きにやっていただけたらと思います。要望でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） ほかに。

本間委員。

○委員（本間 清君） 板倉町に新しい観光スポットができたということでお聞きします。特にこの中には載っていないのですが、産業政策の観光ということでお聞きします。

ご存じのとおり群馬県、埼玉県、栃木県の県境が決定したということが最近新聞報道等でお聞きしたけれども、以前課長さんだったのでしょうか、これができましたときには、例えば揚舟とか、いろいろ雷電神社に来ました観光客に対してパンフレットなどつくりまして、こういったまた新たにできたスポットに回遊してもらいたいということをおっしゃっていましたが、これからその周りの周辺環境整備などを含めてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 3県境につきましては、栃木市が今回発起人となって板倉町、加須市と連携して3県境の決定という運びになったのですが、板倉町に関しては群馬県の行政県税事務所のほうが補助金をいただきまして、その県境を決める経費、あわせてそれを観光資源として使うようなことでのPRチラシを作成する経費の一部を補助していただくということで、今チラシのほうに關しましては原案ができておまして、今年度事業ですので、今月中にはチラシが完成して、配布できるような段取りとなっております。

また、周辺の今後のその活用につきましては、これは町単独で行おうということではなく、それぞれ栃木市と加須市、板倉町が活用方法を今出し合いまして、観光担当のレベルでどう活用していったらいいかという形でそれぞれ負担してやっていけるかということをお話ししております。具体的に申し上げますと、北川辺の道の駅、あそこが一番3県境のアクセスポイントになりますので、あそこに3県境ブースということで、板倉も加須市もそれぞれの観光物産が置けるブースを設定できないかと。また、現地に関してはモニユメント的なもの、そこからそれぞれの2市1町の観光資源をこうやって回っていったらいいのだよという案内つきの看板をつくってはどうかということでの協議をしておりますが、いずれもそれぞれの協議、市の考え方もありますので、そういったところでのすり合わせをして検討していきたいというような段取りとなっております。

○委員長（今村好市君） 本間委員。

○委員（本間 清君） 今おっしゃったように、これは板倉町単独だけでは難しい面があります。特に3県、板倉町、加須市と、あとは栃木市でしたね、この3つの町の共同歩調がなければ当然できにくいことかと思えます。また、地権者の方の協力も当然必要になってくると思えます。私が思いましたのは、今のところ写真で見た限りですが、田んぼと田んぼの間に細い水路が走っています。それで県境がわかるような感じになっておりますけれども、1本130万円の杭が1本打ってあるだけで、ここへ来た観光客の方はこれを見て何を思うかということです。私的には、先ほど申しましたように、3県の町の協力または地権者の皆さんの協力を得まして、そのところに例えばカラータイルでも敷きまして、板倉町は赤色、栃木市は黄色、加須市は青とか、そういうふうにして杭を中心に数メートルの円を描いてそういった色分けをして、目でわかるような観光地にしていただいたらどうかと思います。と思いましたが、昨日もちょっと私言いましたが、群馬県庁に行ってきたときに、ちょっと時間がありましたときに、22階に展望台がありますね。そこへ上ってみましたときに、16階に群馬県のジオラマというのがあるのを見まして、そこへ

行ってみましたけれども、行ってみましたらこれが四、五メートルの大きさの群馬県のジオラマだったでしょうか、群馬県の上を歩けるようになっていくわけですね。これがカラータイルになっておりまして、特に板倉町は重点的に見てきたわけですが、当然平地ですから、平らになっています。これが館林、太田、伊勢崎、また前橋へ行くごとにずっと平らだったわけですが、その奥へ行きますと山がやはり立体的にできていまして、そこを歩くことができるわけですね。そういった体験的なもの、また目で見てわかる、そういったものが必要なと思いますけれども、これは提案ということでお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。一つの提案ということで、検討をできる範囲内でやっていただく。

ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） それでは、伊藤さんのところで、農政関係で、ページ数が43ページ。これは、昨年その前も何回か説明を受けながらやってきたわけですが、仲伊谷田承水溝、私の前のほうの池、南地区にもありますけれども、特に今日は北地区の関係で。昨年いろいろと問題が起きて、花の花粉が飛んだとか何とかとなってきたわけですが、その中で今年の1月、急速に、担当者がかかったのか何だかわからないので、速やかにいろいろと草が生えないようにやってきたという現状を踏まえてなのか、平成28年度、昨年を見ると今年度64万何がしのプラスに予算が計上されたわけですが、その辺の具体的なものがあればご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） お世話になります。

農地防災遊水池の関係なのでありますが、昨年度に縮みホウレンソウの出荷補償ということで大変近隣の住民の方にはご迷惑をかけてしまったことを反省しまして、仲伊谷田遊水池の除草の費用なのでありますが、こちらを44ページの中段にもあるように250万円の予算を確保しまして、除草をまた迷惑をかからないような段取りで進めていこうと考えております。除草に際しましては、委員からご提案ありましたシルバー人材さん、それとシルバー人材さんでは手のつけられない処分、撤去等ございますので、業者さんを入れた形で今回も近隣に迷惑をかけないような方法をとりながら行っていきたいと考えております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 雨があって、昨年の9月の大雨の台風でもう水位が満杯になってきたという状況がありましたけれども、あれがなかったら北地区も結構水があふれてしまったのではないかなと思う状況がありました。この予算が計上されて、今説明があったとおり、240万何がしで早急に。あの周りを見ますと、前も話しましたが、要らないような木を周り全部おかげさんであれ切ってもらって、館林との交渉を含めた関係で何もなくなったわけですが、今後はあの状況の中で木というのか、何か植えるというのか、あの木は花が咲くか咲かないかわからなかったわけですが、今後何かあそこへ、同じところに、根っこがあればですが、何かそういうお考えは。何かを植えるか、これは環境が考えますから、その辺何か。

○委員長（今村好市君） 伊藤係長。

○農政係長（伊藤泰年君） これは、今年度事務事業評価等でのり面の木、低木があるということで、そち

らは余り必要ないだろうということがご提案されました。そのことを踏まえまして、今年度館林市のほうにご相談を持ちかけまして、館林のほうでも特に伐採しても問題ないだろうということで、のり面の雑木になりますが、そちらのほうを今年度事業で撤去させていただきました。

次年度新たにそちらののり面の環境美化というご提案なのですが、現在では特に何か新たなものを植栽しようというような考えはありません。その雑木が生えて今あったところ、修景で植えてある木なので、すけれども、そちらの今度は周辺から雑草等が生えてくるのが考えられますので、そちらの除草を、周辺で生えてきたもので、周りに迷惑がかからないようなことを考えながら、維持管理に努めたいと考えております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） ぜひ前の教訓を踏まえながら、できれば早目の草刈りも少しずつやっていただければ環境もよくなるかなと。目的は、水路の関係、水の関係の防災ですから、目的がそちらですけれども、しかしながら、前も話をしたのですけれども、あの周辺を散歩というのか、歩いている方、昨日も町長に話した健康面、推進している、これから板倉町もあの辺の含めて、環境も含めての中で、できれば箇所、箇所ぐらいに照明というか、防犯を兼ねた電気も幾つかここつければ、地域の住民の方も利用しながら、健康増進含めた中で体力が保てる中の寿命が長生きということもあると思うものですから、目的は当然防災ですから、それとまたちょっと反するかもしれないけれども、環境を考えながらの健康増進を考えれば、せっかくあそこにある遊水池の周りにコンクリもぶってあるわけですから、できれば何とか今後将来、箇所、箇所だけでいいから、多少明るく含めた防犯を兼ねた防犯灯というのか、明るくできることの中でお願いというのか、そうすると周りの人たちも明るくなれば、さらに春から秋にはそういった散歩コースも可能かなと思うのですけれども、その辺ひとつ何かあれば、すぐではなくても考えていただければと思うのですけれども、どうですか、課長。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） 貴重なご意見いただいたところなのですけれども、この施設につきましてはもともとが館林市の施設というところがちょっと難しいところがございまして、今回も木をいったんは、見た目ちょっと余りいい木ではなかったのですけれども、一応修景施設として設置した木ですから、それを抜くに当たっても館林とそれなりの協議して、何とか合意を得られたというようなこともありますので、その施設を板倉町でまた変えて、例えば電灯をつけるということもなかなかこちらの判断だけでは難しい部分もありますので、その辺を踏まえてちょっと館林のほうと協議はさせていただきたいと思うのですけれども、ただ実態とすると館林の施設を維持管理を委託されているという形だというのが基本にあるということをご承知おきいただいた中でご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 館林だから、できないとか、どうのこうのというのは、これはやはり木を切るについても話し合いをして、スムーズにできたわけです。やはり管理は、館林から板倉にやっているわけですから、その辺の管理状況を考えればできないことはないと思うし、しかしながら話し合いをしてやっていく。あそこの通学道路防犯灯は、あれ町ではないのでしょうか、あそこ。あれ町。あそこの池のところの間だけは。池と池の間だけは、あれは別口でつくったのではない、あそこついているのは。あれ別口でつけている

のだと思います。

〔「よくわかんねえ」と言う人あり〕

○委員（黒野一郎君） あそこ、池のところの。わかるでしょう、通学道路だもの、あそこ。それを含めてちょっと調査してもらって、できれば前向きにそういう先ほども言った地域との連携を含めたことがあるわけですから、館林だから、できないではなく、木切るのはできたわけだから、話し合いしながらやっていたらと思うのですけれども。

○委員長（今村好市君） 何かありますか。

橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにしても先ほどちょっと言葉が足りなかった。一応館林の持ち物なので、協議をしてその辺は調整はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（今村好市君） ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） 農地系の17ページ、農地制度実施円滑化事業の関係なのですが、一応この予算書というか、見ますと、今年度耕作放棄の関係の再生の関係で新たに7万5,000円ついているということですが、とりあえず今までは耕作放棄地の調査だけをしていて、実際にもう一歩先に踏み込んだ耕作放棄地に対する対策が進んでいなかったということで、今年度その辺を真剣に取り組むという意味での計上なのでしょうか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 今年度耕作放棄地の交付金をつけたということにつきましては、遊休農地、耕作放棄地のほうも増えてきていることから、今回これにつきましては県の補助交付金の関係でつけさせていただいたものです。今後耕作放棄地、遊休農地についての解消に向けて事業を実施していきたいという考えでつけております。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） 県の予算でいきますと、13万5,000円はほとんどがこれ報償費に充てられていますよね。町単独で耕作対策費の交付金と、あと飲食代を計上していますから、町単独としてその耕作放棄地を解消した場合については、1反当たり1,500円ですか、1アールか。

〔「1アール」と言う人あり〕

○委員（小林武雄君） 1畝ですか。一応1,500円補助しますよという形だと思うのですが、実際これを今年やろうとしています、現状その対象とする面積とかその辺は26年から27年度にかけてまた耕作放棄地がかなり増えているかどうか、その数字がわかれば教えてもらえますか。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 26年につきましては耕作放棄地なのですが、調査をしたところ、22.1ヘクタールでございます。27年度につきましては22.6ヘクタールということで、若干ではございますが、増えている状況でございます。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） それで、特にかなり難しい問題は難しい問題なのでしょうけれども、地権者の問題とか、相続の関係とか、それもあると思うのですが、この辺をちょっと真剣に取り組んでもらって、もしこ

ういうのはどうなのかなと思うのですが、仮に1件田んぼがありますよね。この1件だけが休耕になっています。3年も5年もほっておくと、草が伸びてきますよね。その周りをつくっている農地がありますが、農地のほうにかなり被害がやはり出てきますよね。その農地の方をお願いして、草刈りとか、人の土地ですから、入るのはかなり難しいのかなと思うのですが、ただ自分たちがつくる土地の周りにやはりそういう被害が、可能性がありますので、周りの農地を持っている方に協力してもらって維持とか、荒れるのは荒れるのですが、雑草がある程度伸びたら刈ってもらおうとかという、そういう手当てとか交渉というか、そういうのというのはできるのですか。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） まず最初に、予算書の中の17ページの下の耕作放棄地の対策の交付金の関係なのですが、これにつきましては県のほうで3万円以上の要は耕作放棄地を解消する費用がかかって、なおかつその耕作放棄地を解消した土地を5年以上の貸し借りが成立した場合に要は県から1万5,000円、町から1万5,000円というような形の中で交付金を交付するというような形の一つの制度でございます。それとあわせて、この事業費3万円というのがおおむね草がわさわさわさっと生えているのが大体3万円の事業費で、木だとかが生えてくると5万円の事業費ということで、国庫補助事業がございまして、そちらのほうも耕作放棄地、解消しても使われないと何もならないものですから、基本使ってもらおうという5年以上の契約だとか、そういう利用権の設定がされるというのが前提条件になるのですけれども、そういった中で委員さんがおっしゃられるような例えば1枚だけ生えていて、そこが困っているよという中で、今比較的北地区で最近特に国庫補助の利用が出てきているのですけれども、隣接する地主の方が要は隣がもうごしゃごしゃで自分が困るから、ではそこを解消することで、そこを私がつくろうかだとか、逆に言うと精神的に農業を展開されている方で、耕作放棄地もあわせて隣も借りて一体的にすることで耕作放棄地のそこは一部解消の国庫補助金を入れて解消してというようなことで、要は地主さんから積極的に動いて解消しているという実態はあります。なかなかこれもだんだんそういった公費が広がってきていますので、逆に言えばそういう事例等を紹介することでやる気というか、そういう解消して、自分でもつくってもというような方にはそういった制度のほうを積極的にお知らせすることで国の補助事業もしくは県の補助事業。それと、農業委員会といたしますと、逆に言うと先ほどご説明いたしました飯野南部地区の農地集積、これなんかも要するに地域に点在している耕作放棄地を集積することで解消して担い手さんにつくってもらおうというようなことで今年計画を立てていますし、今年度につきましても実施しているところは耕作放棄地を含む一定のエリア、これを集積をかけて解消して、つくれる農地の状態でつくってもらおうというようなことで事業のほうを展開しているというような形で、ただ実際的に先ほどちょっと質問がありました耕作放棄地、これ潰してもまたほかに出てくるといって、何となく年間20ヘクタールで推移して横ばい状況というのは否めない事実があるということでご理解いただければと思います。いずれにいたしましても個々の個人が使う制度だとか、組織として大きな仕掛けをもってして基盤整備を実施する、いずれにしても耕作放棄地を解消することで農業委員会もしくは農地係一体となって実施しているという状況でありますので、ご報告というか、ご説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（今村好市君） 小林委員。

○委員（小林武雄君） いずれにしても遊休農地、後継者が途絶えるというか、その関係でやはりかなりあ

いてくると思いますので、町のほうもかなりよく見てもらって、その辺の対策ができればなと思いますので、今後とも強力に進めてもらえばと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（今村好市君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 産業政策係の、先ほど小森谷さんが聞いた奨励金事業かな、これについてお聞きしたいのですけれども、よろしいですか。この奨励金事業の中で雇用促進奨励金というのがあります。1人10万円の予算で300万円となっているのですけれども、去年は50万円の予算がついて、今年300万円になったのですけれども、雇用奨励金の条件というのか、雇用する条件というのはいろいろあるのだと思うのだけれども、正社員というか、正規雇用というか、あるいは板倉町の在住とか居住の人を採用したとか、何かそういう条件があるのだと思うのです。それと、今までの実績、これもう古いところは5年ぐらいになるでしょう。もうなるよね。だから、そういうのも含めてこれどのぐらいそういうのが実績あるのか。概算でいいです。そんな7人だとか、13人だとか、細かいことはいいから。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） まず、雇用奨励金の条件なのですけれども、板倉在住という条件がございまして、なおかつ創業した時点で雇用していただいて、その方が1年間勤め上げた後にその人に対して1人10万円。ですので、正社員、パートは問わず、新たな雇用であれば雇用形態は問わずに1年間勤め上げていただいた後に確認して支払うという形です。実績につきましては、今までイートアンドが30人、300万円を全額使ったという状況で、その他の企業についての実績はございません。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうすると、今までにイートアンドが創業時の時点で適用されるわけだ。途中で募集していた人は適用外で、創業時に正規、パート問わず1年間雇用すると、そういうのは証拠ないよね、1年間。パートで来て3カ月でやめてしまったとか、そういうのは追跡調査できないでしょう。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） まず最初に、その申請していただくときに創業時に30名の名簿と雇用形態を報告、住所も全て報告していただいて、それをもって申請受け付けで、1年後にその雇用者リストを出させて、突き合わせして、やめている方は落としていくということで、あくまでも当初にいた方の名簿に載っていない限りは対象外ということで対応しております。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうしますと、申請してから1年経過した時点でチェックして支払うということになるわけね。30名申請して、実際は1年後に25名しか名簿に残っていなかったら250万円払うと、そういうような形でやっているわけね。そうすると、今まではイートアンドしか適用事例がないと。ほかについて聞いてしまっていていいですか、この関係のところ。

○委員長（今村好市君） ほかにもまだ幾つかあるのですか。

○委員（青木秀夫君） うん。

○委員長（今村好市君） いいですよ。

○委員（青木秀夫君） それと、その上の②の温暖化対策奨励金というのですけれども、これはまだ工場は操業していないし、今建設中のような会社みたいなのですけれども、これは今年なるだろうということで、あるいはそういう申請が来ているわけか。今年中に工場が完成して、それでこの温暖化対策の条件に合ったものを設置しているということなわけね。産業政策の8ページ、9ページ。

それで、もう一つ疑問に思って聞いていたのは、この会社は今工場建設しているわけですよ。ということは、その前に土地買っているのだよね。土地買っていると、固定資産税は課税されているのではないかなと思うのだけれども、こっちは載っていないね。このトミツツというのは載っているけれども、ほかの会社は。それは、これいつ土地を買ったのか、それとも先ほど来あった奨励金の返還の事業だけれども、旧制度と新制度とあるので、この会社は新制度になってから土地を購入していた会社ということなのかしら。ちょっとその辺。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 先にその2社、キューケンと東都フォルダーの扱いなのですが、こちら27年度に土地を買っていますので、今回課税はされます、28年には。ただ、これ新制度対象となりますので、新制度においては操業開始から5年間という奨励金の対象期間を変えましたので、今までは最初に課税された1年目から5年間というのが旧制度なので、キューケン、東都フォルダーにつきましては建築後、操業を開始してから奨励金の対象となる企業でございます。

あと、地球温暖化対策奨励金300万円を4社分計上しておりますが、こちらに関しても委員ご指摘のとおり、今後建築計画の中で太陽光発電ですとか、もしくは太陽熱利用とかという施設を設置する可能性を検討するというような表現をされている企業さんに関しましては、28年度中に建築、竣工すれば奨励金の対象になるものでございますので、その分を見越しての予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それで、その上の奨励金の返還金ですけれども、これも今予測すると、今年あたりがこれピークになるのかね。このイートアンドなんて5年切れるのではないですか、もうぼちぼち。イートアンドの奨励金の返還も。土地なんかまだ切れていないの。これ5年たっていないのだ。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） イートアンドは、28年度で土地が5年を迎えます。ただ、建物は1年ずれているので、もう一年。ですから、イートアンドはあと2年ございます。確かに旧制度のピークになると思うのですが、ちょっとまだ登記、今建築してでき上がった一番大きい建物が、あれが相当建物と償却資産が完成後の固定資産税が乗っかってくると思いますので、その分とグリーンパッケージも立ち上がってきましたので、来年、再来年あたりまだ増加傾向にあるかとは思いますが。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 見た感じ登記というのは建物も立派げだし、大きいし、設備もどうなるのかわからないのですけれども、償却資産も結構かかるのではないかなと思うので、あれなんかでき上がると相当返還になることが見込まれますね。グリーンパッケージというのは段ボール屋だから、大した設備もないのかもしれないけれども、土地もまあまああるし、そこら辺があるから、あとでは数年はこれ辛抱しなくてはならな

いということなのですね。では、今のところいいです。それだけ。

○委員長（今村好市君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） なければ、私のほうから。

産業政策係の5ページの上の段の歳出見積もり総括表の中にニュータウンの住宅販売促進に関する予算が全く計上されていないのです。ほかに紹介制度だとか、都市建設課のほうの定住関係の助成金とかはあるのですが、ヤマダ電機が撤退したということで、本来の恐らく企業局としては販売戦略をもう一回見直しして、住宅についてはどういう戦略で販売していくかと。今残っている部分が朝日野についても泉野についてもあるわけですので、一部凍結されていた部分もあるのですが、再度その価格改定も含めてどうするのか。

それと、今造成しているフレッセイの裏側については、用途を一部変えておりますよね。第1種住居専用から2種に変えていると思うのですが、その辺のぼちぼち販売方法も含めて、もうどうも住宅販売のほうについては県企業局も町もそうなのですが、どういう手法で、どういう形で動いているのかというのがちょっと見えなくなってきたので、その辺は計画的に今考えているのだと思うのですが、その辺の戦略については県とどういう調整をしているのかお尋ねしたいと思うのですが。

はい、お願いします。

○産業政策係長（遠藤 進君） ニュータウンの住宅分譲につきましては、ヤマダ電機撤退もごさいますけれども、町から企業局に対しましては価格の見直しというのを再三申し入れております。実態として朝日野1丁目、30区の位置になります。朝日野4丁目、旧の4丁目、当初の地下埋の部分です。そういったところの今分譲単価が坪当たりで24万円から30万円ぐらいの坪単価をまだしょっている状態でごさいます。一方、今分譲している朝日野4丁目の南のほう、国道354号側のほうなのですけれども、そちらにつきましては坪9万円から14万円ぐらいの価格設定ですので、同じニュータウンの中でも確かに地下埋設区域とそうでない区域という条件は違うにしても余りにも価格差があって、分譲の仕方というのが非常に現地のほうは苦慮している状況でごさいます。ですので、今まででき上がっているものをまず価格設定を現状の時世に合わせたものに設定してくれということ、既に企業局のほうも鑑定評価を入れまして、単価設定はおおむねもう見えてきているようなのです。ですから、これをいつのタイミングでどう出していくか。企業局のほうとしますと、やはり地域住民への配慮というのを非常に考えて、怖がっているというのが実態でして、なかなか踏み切れていないということですが、それも町としては言っていられないので、早急にそういった売れる価格設定という形での対応をまずはとってもらって、今ある分譲区画を売っていききたいと。フレッセイの北側の区画も含めてですけれども、大型のロットでまだ未造成の状態である住宅地、こちらにつきましても今までは残された区画、ロットのままの形で卸もしくはハウスメーカーへ全部を買っていただきたいというような営業方針が企業局でごさいました。それも可能であれば分割して、その一部であってもそこまで大きくは負担できないハウスメーカー、開発ディベロッパーに営業を仕掛けていって、それこそ残地に影響のない形でオーダーメイドで切って営業ができるようなシステムというのをつくってもらいたいということで企業局にも申し入れて、28年度中には動きをとってもらおうように町からも要望を入れているという状況でごさいます。

○委員長（今村好市君） それはわかるのだけれども、企業局はさっぱり動かないということなのですか。

いわゆる値段がきちんとやはり決まらなないと販売戦略を全く立てられないと思うのです。町は、奨励金だとか、紹介制度だとかというのはつくったとしても、もとの値段がはっきりわからないのに売ることもできないので、今凍結されていた売れ残っている部分についてだけでも恐らく相当あると思いますので、その値段設定を早急にやってやはり販売を進めていかないと、どうも産業団地のほうに力が行ってしまって、そっちが中心になってしまっているのかなと。あとは、大きなロットで卸し分譲するのだったらするようにそれなりの住宅メーカーにやはりきちんと当たっていかないと、ちっちゃい住宅メーカーでは恐らくもう手に負えないのだと思うのです。積水だとか、ある程度大きな住宅メーカーが手を出すか出さないかはいずれにしても、いったん積水なんていうのは入っているわけですから、再度値段交渉して、ロットで卸しやるのだったらやるようにしていかないと全く動かないです、今の状況では。その辺企業局に、やはり値段設定ぐらい早くしないと戦略もくそもないよね。どうなのですか、その見通しは。

○産業政策係長（遠藤 進君） 済みません、説明が行き届かなくて。ですので、ここ2年踏ん切る直前に行って断られているので、見通しとすれば今の団地課長からはっきりと28年度早々にやりますというような回答はいただいているのです。ただ、具体的にいつというまでは言っていないという状況でございます。確実にもう鑑定も入れて準備も整えている数値までは把握はしているのですけれども、それをですから今企業局の内部でも住民への説明をどういう形でしていくのかということ調整しているというようなのが今我々町が把握している現状です。

○委員長（今村好市君） 単価設定を変えるから、住民説明をすると。

○産業政策係長（遠藤 進君） そうなのです。

○委員長（今村好市君） 必要ないよ、そんなの。だから、もうそんなの要らないと言えいいのではないですか。もう……

〔「要らないと申し上げた」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） だから、早く出して、やはりチラシができない、それではいつになっても。単価がわからない。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 今県議会でちょっと企業局の計画がいろんな議論されていますけれども、全く夢がないとか、それも含めてですが、ちょっとやはり遅いので、早急にその辺は中里補佐中心にきちんと話し合ってもらってやらないと、いつになっても土地が動かないという状況にあるので、メニューは幾つか、総合戦略も含めてあるのですけれども、土地、問題はやはりもとがきちんと明確に売る気がなければもう話にならないので、ぜひ……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 関連で、では。

○委員（青木秀夫君） 関連で。何度も私も聞いているのですけれども、企業局が26年度に評価がえするというので、いわゆる含み資産を全部落として積み立て、引当金を全部取り崩して、途中評価がえしたはずなので、26年だから。今度27年終わってしまうのだから、もう。やったから、土地を時価総額に合わせると言ったけれども、170億円引当金を引き落として、今貯金がゼロなのだ、含み資産が。170億円では恐らく今村さん、足りないのだと思うのだ。そうすると、30万円の土地を例えばハウスメーカーに売るとなると、恐ら

くヤマダ電機なんかには5万円ぐらいで売ったのではないのかな、3万円とか。そうすると、今の時世だと1坪3万円ですよ、埋め立ててああいう余分なものを除いて。それで3万円ということは、あれ買ったとき土地1坪3万円で農地を買ったのだから、その2坪分の更地の上に、農地の上に埋め立てた土地をこれ3万円で売るから、大変な損害が出るというので、恐らく売りたいくないのです、はっきり言って。売却損がまだ出るのです。その170億円引当金からおろして、もう引当金がゼロになっています、26年度決算で。ということは、もうこれ以上下げると完全に赤字が出るわけで、26年度にやってあるのだな、遠藤さん。間違いなく。やったからといって27年にやるのかと思ったら、評価がえする、するってやらないのです。去年も4回もあそこで産業用地の転換で説明会があったわけ。私も全部聞いて、その課長なんかに話聞いたけれども、全く住宅地を売るという気は全然感じないです。空き地を何か、この前あったように、ああいう学校だとか、あるいは福祉施設だとか、そういうところにまとめて売ってしまうというようなことを盛んに強調してみたりしていました。住宅地で売ると、ひょっとすると今は5万円でも売れないということを見通しているのか、本当売る気が全然感じない。困ったものです。

○委員長（今村好市君） 調整してください、早急に。よろしくお願いします。やっているのでしょうか、またよろしくお願いします。

ありますか。

「後で一緒にやる建設課なんかもあるんでしょう、最後に」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） あれは、個別はなくなってしまうのです。総括ですから。

○委員（亀井伝吉君） 農地関係になるかと思うのですけれども、工事現場で農地に休憩所等ができれば置きたいのですけれども、なかなか置くのに申請とか、そういうのが大変で置けないというのを聞いているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（今村好市君） 中里係長。

○農地係長（中里洋子さん） 農地に休憩所というのは、どのようなこと。

○委員（亀井伝吉君） 工事現場で休憩所を置きたいのに、農地を借りて置きたいのですけれども、その手続がちょっと時間がかかるというか、その都合で置けないというのが発生しているのですけれども。

○委員長（今村好市君） 中里補佐。

○町長補佐（中里重義君） 過去実際現場事務所とか、そういったものを置くのに、国が第1排水機場をやったときもそうだったのですけれども、要は農地以外に利用する期間が生ずるわけです。ですから、一時転用の許可が正式に言う必要なのです。ですから、そういった面で許可をとるまでの期間がどれぐらい必要になるか、それです。ですから、農地以外の土地に置いてもらうのであれば、特に農地法の制限はかからないのですけれども、ですからその辺は業者の方も承知はしてくれているのだと思うのですけれども。だから、きちっとその辺理解していただいて、必要な手続をとっていただくということでお願いしたいと思っています。

○委員長（今村好市君） 亀井委員。

○委員（亀井伝吉君） その手続というか、許可がおりの期間が長いわけですので、もうちょっとその辺を緩くしていただければと思うのですが、申請が遅いのかもしれないのですけれども、工期というものもありま

すので、その辺ちょっと加味していただけたらありがたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 橋本課長。

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにしても転用、現時点ですと10日締めで月末に農業委員会の総会を経て、県に今進達して翌月の中下旬というような一応形になるのですけれども、4月以降なのですけれども、農業委員会のほうが改正されまして、今後手続のほうが若干受け付け期間もしくは農業委員会の総会時期等も変わってくるようなところがありまして、そこも詳細を詰めているところなのですけれども、若干期間は短縮される傾向にあるのですけれども、ただなかなか思うように、では受け付けしました、ではそれで即日交付で許可ができるかという、それはどうしてもルール上できないということでご承知おきいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（青木秀夫君） 1つだけ聞き忘れてしまったので、先ほど小森谷さんも言っていたけれども、例の巨大なお化けみたいな企業の誘致の話、3月が期限で、まだ細い糸でつながっているのだと前説明されていましたがけれども、いよいよこれ3月も今月終わりですけれども、あの話は今のところまだ細い糸でつながっているかという話ですけれども、見通しはどのようなのですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 商業のほう。

○委員（青木秀夫君） 商業ではない。産業団地の。商業施設も細いところあるの。産業施設のお化けみたいな企業があそこに、巨大な企業が来るという話。

○産業政策係長（遠藤 進君） それは、細い糸というよりも太くなりまして、一応6月末、7月中には最終決定ということで、1月に向こうのほうから、外資の本体の本社のほうから10名以上の調査団が本格的に板倉を候補地として選定したいという希望を持ってこちらに調査来まして、今後は日本のゼネコンですとか、調査機関を使って再度土質、地質調査、あとは建築条件の調査等の精査を向こう側で行った結果、最終決定を出すということで、今向こうの調査結果待ちで、いろいろな情報提供を今日本の調査会社、ゼネコン会社から求められているという状況です。それが現状になっています。その結果を最終的には7月にはいただけることになっています。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうすると、では細いところが今度また太くなってきたわけだ。では、期待できるということだね。その結論が出るのがいよいよ今度は7月になったと。その調査結果によって建築とかに適合するようであれば、そこを取得して進出したいということなわけね。では、調査結果次第ということで、今調査始まったの、それ。これからやるの。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 現地のほうは、まだ入っていないようなのですけれども、いろいろな情報提供のデータ提供依頼はもう既に来ております。基本的に太くなったといいますか、もともと東日本で設置する候補地が板倉以外にも3つあったと。それが今板倉だけになって、それで板倉で建てられるかどうかというのを最終決定。非常に問題点なのは水を多く使うことと水を排出すること、あとは電気を多く使うこと、これは町だけでは対応できないことですので、そこがどうそれぞれの機関が対応できるかというところを待っている状態でございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 相変わらず正体をあらわさないの。ベールに包まれてお化けみたいな感じで、名前も何も具体的なあれは正体あらわれないのですか。

○産業政策係長（遠藤 進君） はい。

○委員（青木秀夫君） あらわれないのだ。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 相変わらずジュピターという通称名が使われておりまして、ジェトロ、貿易機構が間に入って一切企業名は明かさないとということで、進出決定するまでは明かさないとということで断言されています。

○委員長（今村好市君） 予定された時間になりましたが、ほかにどうしても。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 時間が来ていますので、簡単に質問しますけれども、産業政策係の5ページ、新規事業で板倉ニュータウン商業用地利活用検討調査事業とありますよね。これですけれども、駅前の1.3ヘクタールを中心にいろいろ企業局と連携してやるのでしょうかけれども、この中で商業地需要の調査とありますよね。需要の調査と、それから商業施設及び民間ディベロッパーへの営業活動。これ見ますと、確かに旅費の関係多いですよね。これからいろんなところへ行くのでしょうかけれども、まず1点目でこの需要調査、恐らく第一は板倉町民でしょうけれども、それだけでは難しいでしょうから、もっと広域に周辺市町、そういった部分の需要調査を踏まえて、それでそれに対応した商業施設、そういった部分をこれからいろいろ検討していくのでしょうかけれども、この地域事業実施計画の後期、これ見ますと28年度が一応12社。12社一応訪問するという事ですよ。これが31年度まで。誘致企業として一応、これあくまで仮定でしょうけれども、2社ということを出ていますけれども、こういったところで今後例えば東京圏とか、そういったところをターゲットにいろんな訪問とかやっていく予定なのですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 今インターネット上でもいろんな民間ディベロッパー、商業施設の会社がございますので、それをリストアップしまして、今まではどうしても大型店舗というところで一括の営業を考えていたところがあるのですけれども、もう少し規模を柔軟に細切れにして対応できるかどうか。そういったニーズをもう企業、商業施設の大きさに問わず、いろんなところ、または個人形態のテナント等の実現性とかも含めていろんな企業に当たっていきたいと。もちろん門前払いされることもあるかと思うのですけれども、手当たり次第そういった情報を習得しながら営業活動していききたいというような形での経費計上となっております。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） それで、この後期計画、それを見ますと総事業費が28年度で131万3,000円あるのですけれども、今回19万7,000円ですよ。これは、数字の単純な。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 後期計画のほうの額ではなくて、この予算の計上額ということで、済みません、後期のほうが事業計上費が間違っているという形になるかと思うのですが、ちょっと確認が今後期の

ほうができないので、済みません、後ほど確認させてください。済みません。

○委員長（今村好市君） いいですか。

延山委員。簡単をお願いします。

○委員（延山宗一君） 短目に。産業政策係なのですけれども、これについて商工業の振興事業、商工会には運営費補助ということで800万円、これは毎年事業費として出しています。今年度につきましては、商工振興事業として今まで200万円を100万円にしたと。その100万円をいたくら祭りのほうへシフトするということの説明があったわけなのですけれども、このいたくら祭りはいたくら祭りで独自の運営委員会開いて、昨年だったかな、今回28年度については寄附金をもらって盛大にもやりたいという、そんな話もあったわけなのですけれども、そうするとこの100万円をいたくら祭りのほうへシフトしたということの経緯、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 運営委員会の中でもその寄附金のやり方として企業、あと商工会、行政区、住民ということで、最終結論が出ない状況でして、行政区のほうにも協力を求めていくということでの段階で今運営委員会がとまっていたところなのですけれども、行政区のほうに対しまして、寄附金につきましては行政区も再編等ありまして、今行政区にお願いするという形ではなくて、運営委員会の中でも区からとるのではなくて、町が出しても同じではないかというような議論もいただいたところでしたので、内部のほうで検討した結果、28年度の祭りに関しましては、行政区等からのまずは寄附金をお願いするということは見送る方向で今後提案していきたいと。商工会につきましては、商工会の会長のほうとも何度も意見交換したのですけれども、やはり商工会員にいたくら祭りの寄附金をお願いできないと。その理由はというと、商工会として商工祭をやる、それで商工会員から寄附金はもらうので、1年に2回もイベントごとでの寄附金はもらえないというようなことを申されて、やはり商工会員からもらうこともできないと。商工会からもらえずに行政区から下さいというのも、それもやはり町としては、その辺はであれば公費で対応できる部分を商工会との協議の上で、もちろん承任いただいて今回のようないたくら祭りの補助金を増額して、ではこれは商工会からももらわないということでの形で28年度は進めていくと。ただし、企業に関しましては27年、今年度から再開して1件1件戸別訪問しております。40件ぐらい回って協力いただいているのが13件、大きな工業団地に立地しているところをメインで回っております。それは、継続して企業のほうに28年度も実施はしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 今年度は、昨年同様に28年度企業も含めて、大手の企業については寄附金をいただくけれども、一般の商業の関係、商工会のメンバーからももらわないということで、今回100万円上乗せをされたいたくら祭りなのですけれども、若干その辺のところは楽になるということの捉え方でよろしいですか。

○委員長（今村好市君） 遠藤係長。

○産業政策係長（遠藤 進君） 昨年のいたくら祭りの決算が460万円ぐらいかかっております。それでもぎりぎりの中でやってきたのですけれども、まずそれがほぼ今回補助金になりますので、上乗せ分、企業さ

んからどれだけ寄附金がいただけるかというところで祭りのステップアップというところにつなげていければなというふうに考えています。

○委員長（今村好市君） 時間がちょっと超過いたしました。以上で産業振興課の予算の審査については終了いたしたいと思います。

再開については、昼食をとっていただいて午後1時から再開いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（今村好市君） それでは、再開いたします。

午前中に続きまして、戸籍税務課の予算の審査を行いたいと思います。説明につきましては、重点事業、新規事業を中心をお願いしたいと思います。また、戸籍税務課についてはないと思うのですが、総合戦略に位置づけられた事業についても今までについては説明をお願いしてきました。

早速ですが、戸籍税務課の説明をお願いいたします。

町長ちょっと急用ができて席を外しておりますが、総括質疑までには戻ってくるということですので、その間は町長補佐が対応するというところでありますので、よろしく願いいたします。

では、お願いいたします。

丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） それでは、戸籍税務課の説明を始めさせていただきます。

説明の前に、戸籍年金係の森田係長のほうがちょっとインフルエンザにかかってしまいまして、本日欠席ですけれども、ご了承いただきたいと思います。

それでは、初めに歳入のほうから概要を説明させていただきます。町税全体では約500万円の減となっております。その主な要因につきましては、法人町民税の減収見込み額が約5,000万円程度見込まれております。一方で、固定資産税の家屋と償却資産、それと軽自動車が若干の増収が見込めるため、総体的には前年とほぼ同額の水準の予算計上となっております。その他証明の手数料等につきましては、ほぼ前年と同額となっております。

一方、歳出のほうですけれども、平成28年度におきます各係の主な事業でありますけれども、住民税につきましては個人住民税の特別徴収の一斉指定に向けた準備作業、それと地方税法の改正を受けた軽自動車税の見直し作業等があります。

資産税係については、平成30年基準の評価がえに向けた不動産鑑定の準備作業、それと収税係につきましては滞納者に対しての納税交渉、それと財産調査が主になっております。戸籍年金係につきましては、引き続き個人番号カードの交付作業を実施していきます。それと、現在欠員となっております消費生活相談員につきましては、職員に資格を取得させるための予算を今年度計上しているところでございます。戸籍税務課につきましては通常事務ということで、予算的には大幅な増減はないのですけれども、適正、公平な課税と住民サービスの向上のために業務を進めていきたいと考えております。

それと、総合戦略に該当する事業についてはございません。

以上ですけれども、簡単に説明させていただきました。細部につきましては、各担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 岡島係長。

○住民税係長（岡島宏之君） まず、住民税係のほうから説明いたします。

歳入のほうになりますが、見積書で2ページをごらんください。まず、個人町民税、現年度課税分といたしまして、5億7,892万4,000円を計上しております。こちらは、前年と比べますと327万2,000円の減になります。28年度につきましては、大きな制度改正がありません。ほぼ前年と同程度と見て予算を計上しました。

続きまして、その下の段、法人町民税、現年度課税分、予算9,963万7,000円、前年比5,083万3,000円の減を見込んでおります。こちら28年度につきましては、法人税割が14.7%から12.1%に下がることになっております。こちらで直近の1年間の額で見ますと、1,500万円程度下がるかなというふうに見ております。それと、この直近1年間の業績の推移を見まして、かなり下がってきているというところがございまして、今回の予算の計上となっております。

続いて、軽自動車税、現年度課税分4,239万8,000円を計上しております。前年比324万5,000円の増となります。こちらは、28年度から町ナンバーの税率が上がることで軽4輪、4輪車のほうで登録から13年経過した税率が上がります。また、平成27年度登録車についても税率が上がる予定です。

続いて、町たばこ税8,614万8,000円、前年比70万5,000円の減を見込んでおります。こちらは、ほぼ前年と同額を見込んでおります。

歳入につきまして、続いて3ページにつきましては証明交付手数料ということで、こちらは90万円の予算計上で、前年と変わりません。

続いて、歳出の部になりますが、6ページをごらんください。歳出で13節委託料でございまして、電算業務委託料としまして454万8,000円を計上しております。こちら前年比111万2,000円の増となっております。こちらは、システム関係になるのですが、29年度住民税の特別徴収一斉指定に向けた準備段階としてシステムのほうでの委託料が増額となっております。

続いて、9ページをごらんください。軽自動車税賦課業務の中で19節負担金補助及び交付金でございまして、3節軽自動車税、軽自動車検査情報市区町村提供サービス利用負担金というのが今年度初めて計上しております。予算額としまして15万2,000円となります。こちら今度軽自動車につきましては、何年の登録、それと性能のほうのデータを、こちらがジェイリスというところになるのですが、こちらから市町村は提供を受けて課税に生かすこととなっております。そのかわり細説の2のところの軽自動車税率転出車両情報提供受託委託負担金につきましては、28年度からはなくなります。その他歳出については、大きな移動はございません。

住民税係からの説明は以上となります。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 続きまして、資産税係のご説明をさせていただきます。

見積書2ページをお願いいたします。歳入の見積もりのご説明をさせていただきます。まず、一番上の固定資産税、現年度課税分の説明をさせていただきます。予算額のほうが8億5,245万4,000円ということで、

前年と比較しますと5,128万3,000円の増ということになります。これに関しましては、冒頭課長のほうから説明ございましたが、家屋、特に県税評価による家屋、それと償却資産等の税収の見込み分を5,000万円ほど昨年の当初よりもプラスしての計上をしたということです。27年度につきましては、3日の本会議で補正予算のほうもそのような理由で課長のほうからご説明があったかと思うのですが、大体同等の額を今年はどうか、28年度あらかじめ8億5,000万円ということでの計上させていただいたということになります。その内訳ですが、土地が2億7,782万7,000円の収納率98%ということの2億7,227万円。こちらの土地は、27年度当初課税における数字をもとにしまして、宅地の下落が下げどまり傾向にあるのですが、まだ続いておりまして、それによる下落率を掛けたものです。ということでの算出をしております。

それと、2の家屋ですが、こちら4億……

○委員長（今村好市君） ページをちゃんと教えてください。2ページ。

○資産税係長（小野田裕之君） そのまま2ページです。済みません。2の家屋ですが、4億3,536万8,000円、これも収納率を掛けた4億2,666万円ということで、こちらの家屋につきましては27年度の課税分を基礎にしまして、新築家屋分、それと新築家屋の軽減というのがありまして、その減額分をしたもので計上した数字でございます。それと、償却資産でございますが、1億5,665万8,000円の収納率98%の1億5,352万4,000円です。こちらは償却資産でありますので、こちら27年度の税額を基礎といたしまして、減価償却率を掛けたものということでの算出でございます。

続きまして、その下にあります国有資産所在市町村交付金です。こちらは9,049万8,000円で、昨年と比較しますと、326万5,000円の減になっております。こちらは、特に渡瀬遊水地、それと企業局のほうで27年度からソーラーパネルのほうの交付金が上がってきましてけれども、それについての減価償却分というふうなことでご理解していただければと思います。内訳は、このとおりでございます。

それと、もう一度2ページですが、その他の不動産取得税の通知業務の手数料と精通者意見の価格の提供収入等は、特に昨年と変わりません。歳入のほうは、ご説明以上にさせていただきます。

続きまして、今度資料の5ページをお願いいたします。歳出のほうのご説明をしたいと思っております。5ページの固定資産税の賦課業務の説明をさせていただきます。今年は214万4,000円ということで、前年と比較して3万7,000円の減額ということになります。

中身ですが、それが6ページをごらんください。ほぼ内容的には特に変わりはないのですが、固定資産の評価研修等にかかわる負担金下がったということと、あと研修の日程、日数等も変更がありまして、その分昨年よりも旅費や負担金等の予算が減っているというふうなところなんです。特にほかはほぼ前年並みでございます。

続きまして、7ページの評価替えの業務ですが、今年が582万9,000円で、前年が37万5,000円で、545万4,000円の増ということなのですが、今年平成30年の評価替えに向けた標準宅地の鑑定を行うということでの鑑定評価の費用ということになります。

その内訳ですが、それが8ページになっておりまして、業務委託料といたしまして、まず時点修正の委託料が3,330円の104地点、これが37万5,000円。そして、今年標準宅地の不動産鑑定というのが入りまして、1地点5万円ですが、その101地点を鑑定をお願いするということで545万4,000円ということで計上させていただきました。

もう一つ、9ページになります。課税客体管理業務になります。こちらは、28年度業務、主な業務といたしましては、課税客体の航空写真撮影というものをを行います。それによりまして111万5,000円ですか、前年と比べますと増というふうな形になります。

10ページをごらんください。先ほど申し上げました課税客体調査業務というところで490万円ほど計上させていただいているのですが、この中に航空写真を撮るというふうな業務が入っております。それと、またあわせまして、来年度公図の修正というのが追加修正ということで124万2,000円ほど、これも例年ないのですが、こちらのほうも上げさせていただいております。その結果の増額というふうなことになっております。あとの業務的には、システム管理の使用料等は特に変わりません。

それと、最後ですが、11ページの家屋評価システムでございます。こちらは、新築家屋の評価算定を行うためのシステム使用料と保守料ということで、こちらは特に前年と変わらない計上というふうなことになっております。

私のほうからは説明以上です。

○委員長（今村好市君） 峯崎係長。

○収税係長（峯崎 浩君） 収税係の峯崎です。これから説明のほうさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、収税係の資料1ページですが、歳入の関係で歳入見積書総括表というのがあります。こちらの中で収税係のほうに預かっておりますのは滞納繰越分、それと県税の取り扱い交付金、こういったものが主になっております。この中で一番上の行の町民税滞納繰越分、それとその2つ下の固定資産税滞納繰越分、こちらにつきまして昨年と比較して50万円の増の収入を見込んでおります。また、下から3番目の延滞金につきましては、昨年と比較して60万円の増ということで歳入のほう見込んでおります。そのほかの歳入見積もり等については、ほぼ昨年と同額ということになっております。

続いて、歳出の説明のほうに移りたいと思います。資料をめくっていただきまして、収税係の資料4ページになるでしょうか、歳出の見積もり総括表というので、収税係の業務につきましては町税徴収管理業務という業務名となっております。

次のページを見ていただきまして、主に昨年と比較して変わった点を申し述べさせていただきますと、資料の7ページ、こちら電算業務委託料というのがあると思います。こちらにつきましては、昨年と比較しまして、収納データのやりとりをする、データを記録する媒体がゆうちょ銀行につきまして……

○委員長（今村好市君） 何ページ。8ページ、7ページ。

○収税係長（峯崎 浩君） 8ページになります。大変申しわけございません。

もう一度、資料8ページの一番上の段になります。町税収納管理事務電算委託料というのがございます。こちらにつきましては、昨年と比較しまして、収納データの記録媒体、こちらをフロッピーディスクからDVDにするというような変更がゆうちょ銀行のほうから来ております。そちらに対応するために、昨年と比較しまして、17万1,000円のシステムの変更ということで増額となっております。そのほかの委託関係については、昨年と同額ということになっております。

また、その下の段、公売財産鑑定評価委託料ということで50万円の予算をとっております。こちらにつきましては、公売用の財産を鑑定委託するための委託料ということで3件分、1件当たりおおむね15万円、税

抜きで15万円なのですけれども、そちら3件分ということで、昨年と比較しまして、新しく予算のほうを立てております。

最後になりますけれども、その下の段、過誤納還付金ということで、昨年と比較しまして、150万円の増額予算となっております。こちらにつきましては、近年所得税等の修正申告をする件数が増加傾向にありまして、例年の予算よりも150万円の予算を当初からとっておりまして、そちらに、還付のほうに対応するというようなことで予算のほうをとっております。

簡単でございますが、収税係の説明のほう終わりたいと思います。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 続きましては、戸籍年金係のほうの説明をさせていただきます。

戸籍年金係の1ページになります。こちら歳入の一覧表になっておりますけれども、こちらにつきましては各種証明交付手数料と事務委託に係る交付金ということになっておりまして、ほぼ前年と同額になっております。新しく増えたものとしましては、中ほどにありますけれども、新規という表示が一番左にありますけれども、通知カード再発行手数料が5,000円、その下の個人番号カード再発行手数料が4,000円ということで、こちらのほうはマイナンバーに係る再交付手数料を28年度から計上したものでございます。

その下の個人番号カード交付事業費補助金ということで、これは100%国庫補助金ですが、平成27年度が初年度ということで、昨年度は537万7,000円計上しておりましたけれども、本年度は140万8,000円ということで減額になっております。その下の個人番号カード交付事務費補助金ということで20万円ありますが、こちらにつきましては平成27年度の補正予算で計上しておりまして、28年度は当初予算から計上することになっております。

以上、歳入につきましては雑駁ですけれども、終了させていただきまして、歳出のほうをご説明させていただきたいと思います。ページにしまして、9ページでございます。火葬費補助金でございます。こちらにつきましては、議員協議会等でご協議いただきまして、本年まで限度額1万5,000円だったものを28年度から6万円に引き上げるということで、200人分を見込みまして、1,200万円を計上させていただいております。

その次のページの11ページ、行政相談関係、それと次のページの13ページ、法律相談事業、それと次の15ページ、人権相談事務、これにつきましては前年度とほぼ同額の事業費となっております。

最後になりますけれども、17ページになります。消費者行政推進事業ということで、一番下のほうに研修費負担金ということで消費生活コンサルタント養成講座受講料13万円がでございます。これにつきましては、現在欠員となっておりますけれども、欠員になっている相談員を職員のほうに資格を取らせるということで、約2カ月間研修するわけなのですけれども、その講座の負担金ということで新たに13万円を計上させていただいております。そのほかに国民生活センターのほうで研修があります。そちらのほうも来年度、28年度については参加したいということで、一番下になりますけれども、5万6,000円程度計上させていただいております。

以上、簡単ですけれども、戸籍年金のほうの説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） 針ヶ谷です。お願いします。

資産税係で10ページ、これ表記は……

「下の……」と言う人あり]

○委員（針ヶ谷稔也君） 下のページでいいですか。

「そうですね」と言う人あり]

○委員（針ヶ谷稔也君） 10ページ、11ページの見開きの部分なのですが、消耗品としてカラープリンタートナーの表記がある部分なのですが、説明ですと航空写真等を利用してというような説明の中で、我々が使っているプリンターのトナー、インク代と比べると10倍ぐらいするような値段が計上されているのですが、これは特殊というか、それ用の専用のということで、プリンター自体はどういうものか、それに絡んでこういう値段だというようなところがわかりやすく説明していただければありがたいのですけれども。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 課税客体のほうで使っているプリンターなのですが、これは固定資産の航空写真を見る地図システムがあります。それ専用のプリンターというふうなことであります。我々が課税客体調査するときには当然航空写真の印刷をするわけなのですが、別のプリンターを使って、特別特殊なプリンターではないのですけれども、やはりカラー印刷が多いです。カラーでないと、やはり現場を回っていてもわかりづらいという部分もありまして、特別特殊なカラープリンターを使っているわけではないのですけれども、一応役場で、情報のほうで用意しているカラープリンターを使わずに、使う量も多いものですから、また別のプリンタートナーを購入いたしまして、それで計上させていただいているというふうなことです。

○委員長（今村好市君） 針ヶ谷委員。

○委員（針ヶ谷稔也君） これは、大型の印刷物を印刷できる、想像ですけれども、なのでインクのトナー量が多いので、1本当たりの単価がこれだけかいかのかなというような想像なのですけれども。普通の、だから我々が想像するプリンターのカラーインクというのは、高くても3,000円から4,000円の範囲の常識なものですから、だから機械が違うのかな、トナー量が多いのかなというところのちょっと区別を知りたいなと思って質問しているのですけれども。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） トナーの大きさ自体も大きいものなのです、1つが。トナーの種類も3種類あるのです。ですので、やはり普通の一般のプリンタートナーよりも高いものなのかなというふうに思っておりますけれども。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） うちのほうで使っているプリンターなのですが、カラーレーザープリンターを使っておりますので、一般家庭ですとドットインクの小さいものでやっていると思います。ですから、うちのほうはやはり少しでも早く印刷したいということもありますので、カセットも3段式のカラーレーザーを使っておりますので、どうしてもトナーも大きいものが必要になるという現状です。

○委員長（今村好市君） いいですか。

ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 戸籍年金係なのですけれども、マイナンバーの関係です。このマイナンバーについては、もう既に稼働していると、1月、2月利用しているわけなのですけれども、2カ月、もう少しで3カ月か。発送数が5,400から発送されているということで、返却も300から返却があるのだということなのですけれども、当然返却ということ、それぞれの理由があるのかなと思うのですけれども、その返却理由、またどの辺の状況の中で進めているのかちょっとお伺いします。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍事務課長（丸山英幸君） 通知カードの関係だと思っておりますけれども、通知カードのほう今年の10月の中旬から5,481通を国のほうから発送しております。そのうち役場のほうに戻ってきてしまったものが326通ありました。その後12月に再度とりに来てくださいというような通知を差し上げまして、その間に約228件役場のほうへとりに来ていただいております。最終的に77通が残っておりますけれども、これにつきましては今月再度通知を差し上げまして、とりに来てくださいということでお願いしているところです。実際戻ってきたものを見たときに、やはり1人世帯の方というのが結構多かったようでございます。基本的に忘れていのかどうかということだと思っておりますけれども、受け取りの拒否をされた方については1名しかございません。ですから、こちらから再三ご連絡はしているのですけれども、とりに来ていただけないというのが状況でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） とりに来ない場合は処分ということになるかなと思うのですけれども、1名の方の状況というのは、それ余りにももうこのカードにつきましては個人ナンバー用も一切関係ないというような意味合いの返答をもらっているのですか、それともまだ受け取りをするというような状況にも至っているのか。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍事務課長（丸山英幸君） その1件につきましては、ご本人様のほうから受け取りたくないということで役場のほうへ返却になっておりまして、その後ご本人様もとりに来ていないという状況です。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） ひとり暮らしでという話でしたよね。ひとり暮らしだから、それ今さら必要ないということの意味かなと思うのですけれども。

それで、カードの発行についてその後今度なるわけだよね。前回の調査の中では700の申請があったということなのですけれども、非常にとりに来ている方、受け取った方が大半になっているのですけれども、まだまだそれに対して申請はしたものの、受け取りもしていない人もいるのだというようなことの説明もあったのですけれども、それについては。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍事務課長（丸山英幸君） とりあえずうちのほうから準備ができましたということで通知は差し上げておりますので、少しずつですけれども、こちらのほうへとりに来ていただいております。基本としては予

約制ということでやっておりますけれども、1日に五、六件ぐらいのペースで今引きかえに来ているような状況でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 月数も非常に少ないということになるのですけれども、まだ2カ月ちょっとだということでトラブル等は発生していないだろうなとは思っているのですけれども、やはり利用者からの意見、またそういう問題に対してのトラブル等というのはまだ発生していないですか。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 個人番号カードと通知カード、同じ個人番号が入っていますけれども、悪用されたとか、そういうことのトラブル等は聞いておりません。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

小林委員。

○委員（小林武雄君） お世話になります。

資産税系の歳入見積もりの裏側になります。2ページです。真ん中にあります町税の関係の国有資産税市町村交付金とあるのですが、これどういうものなのですか。ちょっと説明お願い、勉強不足なので、申しわけないのですが、お願いします。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 国有資産の所在交付金というのは、国とか、あるいは県がその市町村に所在する固定資産を持っていた場合に固定資産税を払うということではなくて、国や県からの交付金としての形で市町村のほうに交付されるという、そういう交付金法の法律に基づいて交付はされているものであります。

内容につきましては、板倉町にあります渡瀬遊水地と、あとは県営の住宅、それと企業局のソーラーパネル、それと商業地の定期借地の部分はその交付金の対象になっているということでございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 資産税で今小林委員が私も質問しようと思ったら質問してくれたのですけれども、国有資産等の所在地の関係ですけれども、渡良瀬川の中の渡瀬遊水地の中の板倉分というのどのぐらいあるのですか、いただいているお金は、5,000万円以上あるの。わかります。

○委員長（今村好市君） 面積ですか。

○委員（黒野一郎君） いや、金額。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 渡瀬遊水地分ですけれども、この見積書の2ページの（1）番に書かれています国土交通省分という、7,412万8,800円というところが該当になっております。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、何年か前よりは交付金が増えているのですね。何年か前は七千幾らなのか、

もっと少なかったでしょう。

[何事か言う人あり]

○委員（黒野一郎君） 5,000万ちょっとぐらいかなと思ったのですけれども、何年か前までは。でも、そっくり七千幾らが入っているのは何かいい意味で、メリットではないけれども、何かあったのですか、何年か前よりは。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 渡瀬遊水地の交付金に関しましては、償却資産の特例というのがございまして、交付金の交付が始まって10年間は本来払われるべき交付金の額に対して、特例軽減がされておりました。その軽減が終わりまして、ちょっとお待ちください……26年度までその特例がきいておりましたが、27年からはその特例措置がなくなって、本来の交付されるべき特例の軽減措置がなくなったわけですから、本来交付される額に今度上がったのです。その上がったことに生じるまた増額というふうなことになっています。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） その10年間、26年度までというのは、特例というのはいいほうの特例ではなくて、少なくともすよという、そういう基準だったわけですか。それが解かれたから、今度またアップしたということなのですか、2,000万前後ぐらいを。ということよろしいのですか。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） 特例率なのですけれども……

○委員長（今村好市君） 率はいいと思うのです。26年まで幾らで……

○資産税係長（小野田裕之君） 済みません。26年は6,143万4,100円です。約1,000万円程度その特例がなくなったということで、増額ということになりました。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 2ページ見て、多くなっているわけですよ、全体的に。特例は別にしても、この金額が今年予算が9,000万円、前年度から少なくなっているわけですよ、300万円ぐらい。これをまた、先ほどの話とはちょっと別ですけれども、前年度は9,300でしょう、合計数字が。300万円減っているわけだよ、今年度は。何かその辺は。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） こちらも遊水地のほうは償却資産になりますので、年ごとに減価償却がされていくわけです。その償却をされた分が来年は300万円ほどの減額になっているということになります。

[「違う、違う」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 企業局のソーラーではないのかい。

丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 遊水地の部分につきましては、先ほどちょっと説明あったのですけれども、平成17年のときには本来の額の半分しかもらえなかったと。それが段階的に増額されてきて、平成27年度は満額になったというのが遊水地の部分です。今回全体的に予算が下がっているのは、企業局分の中にやはりソーラーシステムがありますので、それは減価償却で毎年金額が下がっていきます。そういった部分がありますので、今回については遊水地が増えて、そちらの群馬県企業局の分が減ったということになっていると

思います。

○委員長（今村好市君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） ですから、企業局の分が今度1,600、今年は。去年は300万円ぐらい多かったわけですが、少なくなってきたということですよ。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

本間委員。

○委員（本間 清君） 戸籍年金係の9ページ、火葬費補助金についてお伺いします。

これは、今まで3万円の1万5,000円負担ということでやっていましたが、これがいきなり去年館林市から3万円を6万円に上げてくださいということでなったわけですが、一般的に考えれば2倍になったのですから、今まで1万5,000円の負担金が3万円負担していただくということになるのが普通かなと思いますけれども、一気にこれが無料化ということになった背景には、例えば館林市が無料なので、それに合わせたとか、これからごみ処理施設が館林、明和は板倉と連携してやると、そうしますとごみ袋一つの値段にしても、これが館林は無料で、板倉は有料ということになると、ばらばらでうまくないと、これを統一していこうというような背景があつてのこういうことになったわけでしょうか。

○委員長（今村好市君） 本間委員、これは議員協議会で説明を受けて、議員の了解済みで予算計上されているので、説明はそれなりに受けますけれども、では簡単に。

丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 委員おっしゃるとおり、今まで3万円の2分の1の1万5,000円という補助だったのですけれども、今回館林のほう料金が上がるということで、群馬県内をよく見ても個人負担で行っている市町村はもうほとんどないと。お隣の明和さんについても今まで3万円かかっていたものを3万円補助しているという現状もありましたので、今回見直ししまして、町民の負担のない6万円ということで、補助するという方針を決めさせていただいております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

市川委員。

○委員（市川初江さん） よろしくお願ひします。

戸籍年金係で一番最後のページのほう、18ページ、消費者行政推進事業なのですからけれども……

「18ページねえ」と言う人あり]

○委員長（今村好市君） 18はない。

[何事か言う人あり]

○委員（市川初江さん） 18ない。ごめんなさい。16、17ページです。消費者センターの設置ということでございまして、予算が58万円で、今回26万8,000円増額になっています。これは、職員を育成して対応することなのですからけれども、今年増額になっているということは、そのコンサルタントの研修を職員を増やしたということなのか。この消費者センター、役場の中に設置してあるのだと思うのですけれども、どこ

にあるのか。そして、何人ぐらいで対応するように考えていらっしゃるのかちょっと聞きたいのです。それと、26年、去年、昨年ですけれども、何人ぐらいの方の相談があったのか、1年間で。ちょっとお伺いいたします。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） それでは、消費生活センターの場所ですけれども、場所については戸籍税務課の事務室内で設置しております。

相談業務ですけれども、今相談員さんがおやめになって欠員になっておりますけれども、昨年については臨時職員1名で対応しております。28年度につきましては、今現在も臨時職員の募集をかけております。コンサルの資格を持った方の臨時職員、そちらのほうの募集もかけています。それに追加で今度は職員についても1人その資格を取っていただきたいということで、平成28年度の予算に計上させていただいております。

それと、相談の件数ですけれども、平成26年度については70件ございます。ちなみに、本年度、27年度につきましては2月末までで42件となっております。

〔「それ28年度ね」と言う人あり〕

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 27年度が42件です。

〔「今年のあれですよ。わかりました」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 大変オレオレ詐欺とか、いろんなあれで結構被害に遭っている方がいらっしゃるというニュースがちょっと一時ありましたけれども、今聞いてみますと70件、それに42件ですか、結構多い数ですよ。それで、1人で対応していたということは大変かなと思うのですけれども、今度この予算書のほう見ると、2名が研修に行くということになっているのですけれども、2名行くということは今度合計3名になるのかどうか。

〔何事か言う人あり〕

○委員（市川初江さん） だって、2名と書いてある、ここに。

○委員長（今村好市君） では、それは答えてもらいましょう。

○委員（市川初江さん） ちょっと教えてください。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 2名という表現は、旅費のところの2名という表現のところでしょうか。

○委員（市川初江さん） 17ページの一番上の9節のところ、2名と書いてあるので。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） こちらのほうの2名なのですけれども、国民生活センターの研修が相模原のほうであるのですけれども、その研修の内容が自治体の職員を対象にした研修、それと消費生活相談員を対象にした研修というのがありまして、それぞれ1名ということで2名という表現にさせていただいております。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） そうしますと、去年1名で、今年1名育成して、2名の町では対応の窓口ということですか。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 平成28年度については、これで臨時職員の方が来ていただければ、臨時職員の方の1名でとりあえずやっていきます。資格が取れるかどうかというのがありますので、取れない場合も考えれば、やはり1名は臨時職員で対応していきたいと。合格すれば、資格が取れば2名体制になります。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 結構大変、館林に消費者センターってあるのですけれども、すごく忙しくて、もう板倉町にもつくってくださいよというふうにちょっと私言われたことあるのですけれども、そういう意味でやはり全国的にこの詐欺問題とか結構だまされる方がたくさんいるわけです。そうすると、1名で対応していたというのはびっくりしたのですけれども、今年2名になるというわけですけれども、私としてみれば3名ぐらいいてほしいかなと。多ければ多いほうがいいのですけれども、いろいろとご事情も町でもありますので、1名で対応していたって本当びっくりなのです。最低でも2名ですよ。だから……

[何事か言う人あり]

○委員（市川初江さん） 何はともあれ町の、ましてや弱者の人が狙われるわけですので、お金をたっぷりとられてしまうということは本当にかわいそうなので、ぜひ……

[何事か言う人あり]

○委員（市川初江さん） だって、とられてしまったら大変ですよ。本当に多額なお金でございまして。それだけではないのだと思うのですけれども、この窓口は大変これから大切な窓口になってきますので、もうちょっと充実を図って前向きに町民に対応していただけるということは考えておりませんか。一言。

○委員長（今村好市君） 中里補佐。

○町長補佐（中里重義君） 体制の考え方なのですが、これ板倉町が消費生活センターを設置したときに、これまで臨時職員を消費生活相談員として雇用してきていたわけです。臨時職員というのは正規の職員と違っていて、雇用の期間は原則半年、さらに6カ月、半年の延長ができるという、そういう規定の中で雇用してきております。それで、かわりの人も出てこないの、実質同じ人がずっと勤務してくれていたわけですけれども、昨年9月いっぱい一身上の都合で退職されてしまったということで欠員が出ています。この消費生活センターを設置する当時に内部でもいろいろ議論がありまして、正規職員に資格を取らせて消費生活相談員とすることも検討したのですが、なかなかやはり研修の期間だとかも必要なものですから、その期間職員を割くのが大変だということで臨時職員の雇用になってきたわけなのですが、やはり実際昨年9月いっぱい退職されてしまいますと、すぐにかわりを募集しても確保できないと。これ多分いわゆる給料的な面もあるのかなと思うのですが、そういったことから再度内部でいろいろ丸山課長等とも相談しまして、今後は正規の職員を養成して体制を整えよう。ですから、28年度では1名ということで計画して予算計上させてもらっていますが、次年度、例えば29年度にはさらに2人目を養成するというような考え方でおりまして、最終的には臨時職員に頼らなくてもこの業務体制が整えられるようにしようということで現在は取り組んでいる状況です。

以上です。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 前向きに取り組んでいただいているようなのですが、本来ならば、今はしようがないのかなと思うのですが、整っていませんから。こういう相談に来るのは、本当に氷山の一角かなと思うのです。ですから、もっともっと被害の人数は多いのではないかなと私は思うのです。ですので、本来ならば役場の中ではなくても、全然別個なところが一番ベストなのかなと思うので、そんなことも今後検討していただけたらと思います。

要望でございますので、以上で。

○委員長（今村好市君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 市川さんと関連するのですが、そのコンサルタント、要するに一般職員を資格取らせてやるということですよ、1人。そうしますと、ある程度専門職という立場になってきますよね。位置づけになってきますよね。例えばその人がどこかに異動するというか、要するにその仕事をずっとではなくて、ほかの仕事をやりたいとか、いろんな出てきたとします。その場合に、先ほど29年度に2人養成すると言いましたけれども、やはりそういう形でだんだん、だんだんある程度正規職員をいろんな資格を取らせていかないと、その人がずっとそこへいることになってしまうので、その辺は年次計画でちゃんとやってみてください。

○委員長（今村好市君） いいですか。

ほかに。ないですか。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） いや、まだ1巡していない。

[何事か言う人あり]

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 今の市川さんの質問に関連してですが、これ1年に30件か40件程度の問い合わせがあるということなのでしょう。

[「平成26年度70件」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） どっちにしても70とか50とか、そんな数字なのでしょう。これ人数が多いというより、問題は質の問題で、綱引きやるのではないのだから、やはり1人でしっかりした人、その対応できる人。これは、臨時職員を役場が採用して、講習に行って、講習で受講して合格証書みたいな持ってきた人ではないと採用していないのですか。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） この消費生活センターの相談員は、やはり資格がないとできませんので、その資格を持っている方のみ相談員として採用できることになります。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 資格を持っている人が申し込めるわけね。役場採用して、講習に行かせて資格を取らせるのではなくて、もう事前に資格を持った人を受け付けると。そうすると、かなり間口絞られてしまうね。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。だから、採用できないのでしょうか。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） その資格がないと臨時職員でも採用できないので、うちのほうもいろんなところに手を回してやっているのですけれども、群馬県の人材バンクということでその資格を持った人が登録しているバンクとか、いろんなものを当たっているのですけれども、やはり来ていただけないというのが現状です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それで、待遇はどうなっているの。普通の臨時職員と同じ給料ベースなのですか。

○委員長（今村好市君） 丸山課長。

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 給与面で一般の臨時職員の方よりも若干ですけれども、高い給料で雇わせていただいております。

〔若干ってどのぐらい〕と言う人あり〕

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 約1万5,000円ぐらいです。

〔それじゃ来ねえわ〕と言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） それで、もう一つ私は聞きたいことある。これではなくて。

資産税系の2ページの15款の3項か、県委託金というところに、金額わずかなのですけれども、2万5,000円というのがあるでしょう。不動産取得税通知業務交付金と。これは、どういうことなのか。それで、500口とあるのだ。それで、これは例えば板倉町で家を新築したり、工場をつくったりしたものを板倉の職員がパトロールして、そういうのを見つけたときに、それを県に通知したときの郵送料の手数料なのですか、これ。これ何のことなのですか、500件。

○委員長（今村好市君） 小野田係長。

○資産税係長（小野田裕之君） この不動産取得通知というのは、不動産を新たに取得した方にかかる不動産取得税というものがありますけれども、その取得した方を通知するものなのです。

〔何事か言う人あり〕

○資産税係長（小野田裕之君） それです。

○委員（青木秀夫君） だから、これ建物だけね。土地はわからないのでしょうか。

○資産税係長（小野田裕之君） いや、土地もです。

○委員（青木秀夫君） 土地の取引も役場でわかるの。把握できるの。

○資産税係長（小野田裕之君） わかります。

○委員（青木秀夫君） 土地の売買とか、そういう土地の不動産の移転は、それは法務局から来るの。

○資産税係長（小野田裕之君） そうです。そのとおりです。

○委員（青木秀夫君） 法務局から板倉へ来るの。

○資産税係長（小野田裕之君） そうです。

○委員（青木秀夫君） 県に行くのではないのだ。

○資産税係長（小野田裕之君） 板倉町に来ます。

○委員（青木秀夫君） 建物なんかは……どうなの、あれは。

○委員長（今村好市君） 税金かけられない……

○委員（青木秀夫君） 現場回って、探して歩いて、ああ、家ができたなというと呼び込んでやる……

〔「それ建築確認」と言う人あり〕

- 委員（青木秀夫君） 建築確認でやってしまうの。
- 資産税係長（小野田裕之君） 建築確認の情報もいただいています。
- 委員（青木秀夫君） だけれども、それちょっとした増築とか建て増しみたいなきにパトロールして歩くのか。
- 資産税係長（小野田裕之君） それも建築確認で来ます。
- 委員長（今村好市君） 増築も建築確認出ます、3坪以上は。3坪というか、3平米だけ。
- 委員（青木秀夫君） 建物の場合は、建築確認で自動的に来る。
- 委員長（今村好市君） 10平米、3坪だよな。
- 委員（青木秀夫君） この500口って土地のやつなの、ではこれ。
- 資産税係長（小野田裕之君） 土地も家屋も含めてです。両方です。
- 委員（青木秀夫君） 不動産の取引やると、役場に法務局から通知来るの。
- 資産税係長（小野田裕之君） 登記の名義が変わりますので、それに合わせて固定資産税の台帳も変えなくては行けないので、通知をいただいているのです。
- 委員（青木秀夫君） 県には行かないのだ、それはでは。
- 資産税係長（小野田裕之君） そうです。
- 委員（青木秀夫君） 税金は県税だよな、土地も建物も取得税は。そうすると、だから役場からそこへ行くから、これ500口ぐらい年間にあるだろうということで、概算で委託金来るわけだ。なるほど。建物って建築確認全部わかってしまうの。
- 委員長（今村好市君） ほとんどわかります。
- 委員（青木秀夫君） 調査なんかに来ない。
- 委員長（今村好市君） 調査は今少ないでしょう、航空写真で見るとかどうかだけれども。
- 委員（青木秀夫君） 役場の職員が建物を見に来るのは評価で来るのだな。勘違いしていた。つくると見に来て、2階に上がったたり何だり見て何かチェックして、素人が来てこんな評価できるのかなと私は思うのだけれども、あれ評価で、役場がそれで課税するわけだ、AランクだかBランクだか評価して。わかりました。勘違いで済みません。
- 委員長（今村好市君） いいですか。
ほかに。
針ヶ谷さんは、何か関連でどうのこうの。

〔「いいです、後で個人的に」と言う人あり〕

- 委員長（今村好市君） ほかにには。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（今村好市君） なければ、戸籍税務課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
ここで休憩したいと思います。
再開は14時15分とします。

休 憩 (午後 2時05分)

再 開 (午後 2時15分)

板倉町予算決算常任委員会

平成28年3月16日（水）各課決算審議終了後

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項

(1) 平成28年度板倉町一般会計予算及び特別会計予算について

①総括質疑

(2) 委員会採決

①議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について

②議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

③議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

④議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について

⑤議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について

(3) その他

4. 閉 会

○出席委員（11名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 さん
委員	荒 井 英 世 君	委員	延 山 宗 一 君
委員	黒 野 一 郎 君	委員	市 川 初 江 さん
委員	青 木 秀 夫 君		

○欠席委員（1名）

委員 小 森 谷 幸 雄 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 優 君
町 長 補 佐	中 里 重 義 君
総 務 課 長	根 岸 一 仁 君
企画財政課長	小 嶋 栄 君
戸籍税務課長	丸 山 英 幸 君

環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員 局長 会長	多田孝君
農業委員 局長 会長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	川野辺晴男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

○委員長（今村好市君） それでは、再開いたします。

4日間にわたりまして、28年度の各会計の予算の審査を行ってまいりました。ここでまとめといたしまして、総括的な質疑を行いたいと思います。

各委員さんご承知のことと思いますが、個別の案件につきましては既に時間を十分かけて審査、審議してまいりましたので、総括質疑については、個別に関するものについてはご遠慮いただいて、総括的な、全体的な政策面も含めた質疑とさせていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくその辺はご理解いただきたいと思います。

それでは、初めに議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） これは、町長にちょっとお聞きしますけれども、今回の予算編成に当たりましては中期事業計画、後期ですね、それに基づく事業計画と、それから総合戦略、それに基づく事業計画ということとかなりハードだと思うのですけれども、特に総合戦略ですけれども、これが総事業は91で、新規が24事業、拡充が5ですか、継続が62。特に新規と拡充については、特に拡充ですか、拡充はこれ中期の事業計画の後期、その事業計画の拡充という部分ですよ。特にその中で新規分ですけれども、これについてはこれを例えば積極的に展開することで、結局総合戦略を展開することで中期事業計画の後期分、それも進捗されることになっていきますよね。総合戦略を少なくとも絵に描いた餅にしないためには、これを本当に強力に展開する必要があると思うのですけれども、その辺の町長の意気込みというか、見解をお聞かせください。

○委員長（今村好市君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 非常に難しい問題で、言わんとするところは十分あると思っています。この間何の審議のときだったのでしょうか、これは絵に描いた、ある意味ではバラ色みたいな表現でどの町を見ても大体こんなものだというわけです。やはりまさに荒井委員が言うように、それをいかに、中には具体化してあるものもありますけれども、産業振興の関係など見ますと非常に難しいとか、この先の問題が、いわゆる一番末端の具体的に何をやり、どういう成果を上げていくかということが一番問題だと私自身も思っていて、そういう意味ではまだ計画が走り出している段階で、そこまでが全体に詰め切れていないという財政課長の答弁もあったと思うのですけれども、そういう意味ではとりあえず、ゆうべのテレビの例えば石破大臣の大失言が昨日ありましたですよ。ご存じですか。国の創生本部長が答えを違う原稿を読んでいるようなざまですから、それを別に盾にして私が開き直るつもりもありませんが、少しでも町がよくなるようにということも、もちろん役場庁舎内だけでなく、委員さんの知恵もかりながら、あるいは各種団体のいろんな機会をまとめながらというか、そういう機会で見聞とか、それも今までもやっていますが、そういった形でできるだけ進めたいということでもあります。

これは、私は基本的に誤解されると思うのですけれども、計画どおりに行く場合と行かない場合というのがこれ全てありますから、余り計画に強くこだわらないと。例えば総合戦略についても1年1年見直していくことも、そういう手順でそういうやるべきものも十分保証されておりますし、そういう意味では協議会とか、いろんな機会も通しながら批判を受けたり、あるいはこちらから求められた実態をできるだけ真摯にさらけ出して一緒に考えていくというような考え方で、もちろんこちらは行政サイドですから、できるものか

ら積極的に着手していくと、そういうような考え方でおりますが、不足でしょうか。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 総合戦略については、また町民が少なくとも半数以上、50%近くの人が共通認識を持つことが必要だと思うのです。そのためのいろんな周知の方法ですけれども、単純に広報紙とかホームページとか、それ以外にやはりいろんなところ、場所を使ってやるべきだと思うのです。そうではないと新しい新規の事業にしても広がらないというか、そういう懸念があるので、その辺をやはりまず共通認識、共通理解、それを持たせるような何か方策を早急にすることが必要だと思います。

○委員長（今村好市君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） まさにおっしゃるとおりでありますので、一つ一つの事業展開も含めてできるだけPRもしながら協力を、何せ町民の協力がなければというより、町民そのもののためにも頑張らなくてはならないわけですから、ご指摘のとおり頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） では、一般的な話で、何度も私これ聞いているのですけれども、この交付税の算定の方法について確認というか、お伺いしたいのですけれども、交付税の算定は基準財政需要額マイナスの基準財政収入額の差額が交付税として配付されるのだというのが基本のようで、この間も聞いたら伊藤係長がそのとおりだということなのです。この予算書から見ると、そうすると28年度の交付税というのは12億円あるわけです。来ているわけだ。それにもう一つの算式のあれで町税が17億6,000万円あるわけですから、交付税とその町税を足すと、逆に言うと基準財政需要額になるということですよ。よろしいのですか。そうすると、基準財政需要額は約30億円ということになるのですか、そういうことですか。

○委員長（今村好市君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 青木委員ご質問の地方交付税の算出でございますが、なかなか細かい算出だということはお承知かと思えます。

「細かいのいいって。億単位でいいから」と言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） はい。今回の28年度の当初予算を組むに当たりまして、普通交付税の額の中で基準財政需要額につきましては33億2,000万円というふうに私どもとしては計算してございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうしますと、33億円マイナス17億6,000万円、18億円でもいいや、18億円という、15億円の差額が出てきますよね。交付税が15億円来るのではないかなと思うところを12億円と計上しているのは、これはどういうことか。かた目にやってこの12億円にしているのですか。

○委員長（今村好市君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小嶋 栄君） もう少し詳しく申し上げますと、今般の地方交付税を算出するに当たりまして、先ほど基準財政需要額については申し上げたとおり33億2,000万円でございます。それと、臨時財政対策債の借り入れ限度額を2億2,000万円というふうに計算してございます。そこから基準財政収入額19億円と見込んでおりまして、その差額11億2,000万円を見込んでおるところでございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） なるほど。結局その交付税と臨時財政対策債は、交付税と同等とみなしているわけだ。そういうことでやると大体14億幾らぐらいになるから、ほぼ数字が合うということになりました。

それで、次聞きたいのは、この基準財政需要額が33億円というのはたびたびいろんなケースで出ていて、本当に将来国がそれを交付税で措置してくれるのかなと。この間も根岸課長のところでもあったLEDのつけかえとか、あるいは教育委員会でやっているALTの講師の件費なんかもみんな交付税で措置されているのでという話なのです。それともう一つ、よく板倉町の借金なんて今ほとんど30億円は臨時財政対策債の借金ですよ。あれを全部国が交付税で措置するというと、あれでぐるぐる、ぐるぐる回ってくるわけか。そうすると、交付税で措置しますよと言って、後でその借金返済分が基準財政需要額に積み込まれるわけだ、今年というか、28年度の借金分で。そうすると、それが何らかの形で交付税と場合によっては臨時財政対策債という形で来て負担していると。中里補佐一番古いのだけれども、大体約束は守っているのですか。私いつもそれ心配しているのです。

○委員長（今村好市君） 中里補佐。

○町長補佐（中里重義君） 現在の交付税制度に大きな変化とか、あるいは交付税制度がなくなるということは、私は考えられないかなとは思っていますが、そういったことが起こらない限りは制度仕組み上はきちっと手当てされるというふうには考えています。ただ、過日の質問のときに青木委員がおっしゃったとおり、例えば基準財政収入額……

「これが上がったら」と言う人あり]

○町長補佐（中里重義君） これが上がったら、まさに委員がおっしゃるとおりの状況にはなるというふうには思っています。それだけ財政力が増すということですから、そのときには町の体力はもっと上がっているのかなとは思いますが、そういうこともあります。ですから、算定上は理論上の算定ということでご理解いただいていたほうがいいのかとは思っています。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それでもう一つ、今中里補佐が言ったように、幸いというか、運よく収入、町税が増えた。午前中あった産業振興課でお化けみたいな企業が来て、固定資産税が一気に10億円も増えてしまったということになると、それなりの税収が増えるわけです。それ75%カットされたって2億5,000万円増えるわけですから。そうすると、基準財政収入額が増えるから、引くと交付税が少なくなってしまうわけ。そうすると、本来は交付税で措置されるのが、そういう分けがされないわけだ。でも、あなた運がよかったのだから、文句言わないでくださいと、もうもらわなくていいでしょうというような、そういう仕組みになっているわけね。それで、そういうふうに理解すれば、では約束は一応破っているということ。私いつも皆さんが交付税措置してくれるから、得なのですよと。LEDを設置するのも町債発行して、そのうちの30%を交付税で措置してくれるから、金借りてやったほうが得なのだとよくそういう話されているので、ではそれは一応今のところは、私国が約束を破っているのかなと思っていたのです。臨時財政対策債なんて始まってもう十五、六年になるのではない。臨時というのだから、1年だけやったわけなのでしょう、あれ単年度で。それが臨時、臨時、臨時と、あれ小泉内閣のとき始まったのだから、もう十五、六年はなっているよね。続いているので、では約束は一応守っているのですか。それは結構です。わかりました。

○委員長（今村好市君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） ほかになければ、もう一つ。もう一つ私、町長もいるから、あれなのですけれども、この間も議会でも、この間の予算委員の審査でも根岸課長なんか聞いたのですけれども、例えば防犯灯の設置の話なんかについても私だけではなく、いろんな住民から、あるいはいろんな区長とか、いろんな方から防犯灯の設置とか、そういうものの要望は出ていると思うのです。要望は出ているのですけれども、予算書を見ると、いつも64万5,000円とか59万5,000円とかとずっとそういう少ない金額で来ているわけだ。いろいろそれ要望すると、いや、住民の要望は満たしていますよというようなことがあったので、たまたま去年の決算のときかな、話が出たのは。LEDの補助金を使って何らかやって、今度は町に何千万円という金か、あのときは7,000万円かけてやるという話だったです。町中が全部明るくなってしまって、ああ、これはいい話だなと思ったので、どうせやるなら、ついでにそれに便乗してというか、つけかえるだけではなくて、新規なところもつけかえてくれればなと何度も私らも要望していました。それで、たまたまこの間この予算書を見たら、220件のうち150本のポールの新設というものがあった。ああ、我々の言うことを多少聞いてくれて、つけかえだけではなくて、新設でもやってくれるのかなと思ったら、いや、そうではないのだよというようなことだったので、私が言いたいのはそこで、一応議会には予算の提案権も何もないのだけれども、チェック機能を果たすだけではなくて、多少は要望とか、こういう問題に指摘しているところに対して、そんな全部答えろなんて思っていないです。私たち謙虚だから、1%か2%でも答えてくれればなと思っているのですけれども、そういう基本的なこと、これはその一例を言っているのですけれども、皆さんがいろんなことをいろいろ、言ってみれば要望というか、していることありますよね。ですから、せっかく一応議会もあるのだから、町民はまたいろんなこと言って、これ議院内閣制みたいに思っている町民が多いのです。議員なんてすごく権限があって、役場に行って予算だとか、そういうものにかかわることができるのだと思っている。いや、そんなのは全然ないのですよと言っても誰も信用しないのです。議院内閣制と間違ってしまうとっている住民が多いですから、そういうふうに思われているのですから、少しは議員なんかの言うことも、それはもちろん住民のことも聞かなくてはいけないのです、主役は住民なのだから。執行部の根岸さんのお金ではないのだから、小嶋課長のお金ではないのだから、これは。住民の金なのだから、聞いた人の声を、できないものはできないとはっきり言えばいいので、ささいなできるようなことは少しは応えてもらいたいということを全体として私お願いしたいのですけれども、町長答えてみてください。

○委員長（今村好市君） 総括的に、では栗原町長。

○町長（栗原 実君） 1%も2%とも言われるけれども、流れはずっと、委員さんも長いですから、議会から出たことはすぐその次には、どれだけ応えられたかは別として、そこそこ例えば応えてはいるのだろうというふうに思っています。今回のいわゆる防犯灯の関係については、この間も明言いたしましたように、150本は、私もそこまで細かい話は正直この間しておりませんでしたので、ですが、やりとりを聞きまして、150本は柱がしっかりしているものをそのまま置けばいいではないかと。まさに暗い必要な部分を新しくポールで広げて行って、青木委員さんのあの質問に幾分かでも、幾分かというより、できるだけ応えたほうがよろしいだろうという話は既にしておりますので、決して委員さんの質問を、質問だけ出していただいたものを無視しているとか、構わないとかという対応はしていないというつもりであります。ですから、防犯

灯については、予算の範囲も一応あるでしょうけれども、その中でも泳ぎなさい。もしそれで現時点で各行政区からここというものが出てきてあるのであれば、それぐらいはできれば補正、補正でも組んでやったほうがいいのではないかとということも指示を一応してはございます。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 防犯灯の設置、新設、ずっと前の年度から調べてみてください。毎年出ている予算というのは、50万円から60万円ぐらいなところで推移しているのです。時には補正予算で、決算では100万円を超えることもあるのですけれども、当初予算でいくと大体なぜかその辺の金額で幾ら言ったって増えないのです。このぐらいの金額は私、皆さんが言っているのだから、区長会なんかで言っているのは多いと思うのです、防犯灯、防犯灯という要望。だから、50万円のやつを100万円にするとか、200万円にするとかって、それいつになったってやらないで、突然今回みたいに4,000万円なんてLED化するときになると、それが私はわからないのです。今まで言っているのだから、50万円とか60万円ですずっと来ています。予算書をずっと見て調べてみてください。幾ら言ったって聞かないのです。だけれども、あるときに突然、あれ住民とか我々の要望でやるのではないのです。そちらの執行部のほうの要望で何かの何とか、今の総合政策だか何政策だか知らないけれども、そういうのの一環でやるのだから、4,000万円という金をぽんっとかけてやるわけです。これ100年分ぐらいのお金のかけ方です。100年は大げさで、50年分です。だから、そういう日々のことを言われたものに対しては、多少は耳をかしてもらいたい。安心、安全のまちづくりの防犯灯の設置なんていうのはイの一番手です、あれやはり。お金かからなくて、一番住民にアピールするのに道路の整備と防犯灯の整備なんていうのは非常にわかりやすいわけ。福祉の充実なんて目に見えないから、幾らお金かけたって、その割には住民にアピールしないというか、やはり防犯灯つけたりすると、すぐ誰が通っても明るくなったなとかとわかるから、ぜひそういうものに少しは耳を傾けてもらって、できないような金額ではないから、私言っているのです。50万円を100万円にするとか、100万円を200万円ぐらいにするとかという限度は、これはできるのではないかと私何度も言っているのですけれども、そんなものはもう馬の耳に念仏で、全然委員の言っていることは無視されているなという印象を持ったので、私今ちょっと全体的に執行部のほうをお願いしているというか、要望しているところなのですけれども。

○委員長（今村好市君） 中里補佐。

○町長補佐（中里重義君） これまでの防犯灯の設置の基本的な考え方、方針をちょっと申し上げますと、青木委員も東地区の防犯の委員長か何かやられていると思うのですが、これまで地元の防犯委員会ないしは行政区、それと町での役割分担、すみ分けが長い年月続いてきています。その内容については、概要的にはご承知なのかと思うのですが、これまで町が設置に取り組んできた部分というのは、簡単にいいますと集落と集落の間、要するに水田が続く一帯とか、そういったところで通学道路で利用しているところから優先的にやってきております。それ以外、集落のないところについては防犯委員会とか、地元の行政区のほうでやっていただいたということでありまして、これまで地域の皆様から要望を受けてやってきた例としますと、そういった集落と集落をつなぐような区間についての設置についてやってきたということでありました。そういうことから、皆様から見て十分かどうかの評価はどうなのかわかりませんが、私が思う限りでは集落と集落をつなぐ区間、通学路で利用しているところについては、ほぼ設置はもう完了しているかなというふうには思っています。そういう中で数カ所毎年PTAとか、そういったところからの設置の要望という

のも出てきておりましたから、議長がおっしゃるように毎年60万円とか50万円とか、そういった面での予算措置でしかなかったというのが事実であります。議長がおっしゃるのは、多分その集落の中まで含めてこの際だから一気にというようなことをおっしゃっているのかなというふうに私は……

〔「いやいや、暗いところだけでいい」と言う人あり〕

○町長補佐（中里重義君） 暗いところは、ほぼないのかなというふうに思っていて、その辺が例えば具体的にこういうところが暗いとか、ちょっと私もいろいろあっちこっち夜回ったこともあるのですが、田んぼの中なんかはずっともうそこそこ明かりが連なっているかなと。一部不足なところもありますけれども、ですからそういったところについては洗い出しをして対処するべきかというふうに思っています。町長も申しあげましたとおり、当初予算で計上させていただいた予算、恐らく差金というか、差額も出るかなというふうに推測できますので、そういった部分を有効に活用して、議長がおっしゃるような暗いところについては対処していければというふうに思っています。一応そんな考えでいますので、よろしく願います。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） いろいろ中里さんから説教されたから、反論したいというか、言いたくなっちゃった。もう一回。私も暗闇の農村地帯で育ったから、余り暗さとか明るさとかというぜいたくなこと私思っていない。ただ、だから今中里補佐が言うように、あらかたは昔から見れば明るく改善されているのだと思うのです。だけれども、ただ幾つかあるのではないかなと、私も全体全然知らないから。だから、そういうところだけやるのだから、逆に言えば大してお金かからないのです。何力所か今でも見逃してしまったとか、大体うるさい人がいるところは早くついているのです、あれ。私が、中里補佐、知っているでしょう。あの跨線橋のところつけるときも、あのとき中里補佐、課長だったのだ。頼んだら課長は何と言っていましたか。駅の半分側だけ予算がないから、つけたよと言って、跨線橋東側だけ課長言って。西側は金がないから、つけないから、後でと言って。後になって、ちょっと待てよと言ったら、金がないからって西のまた中途半端につけて、あんなの6本か7本の電器です。3年がかりでやっとついた。私があれ言ったのも東洋大の学生が、私あそこ散歩するのだけれども、今コンビニができたので、夜なんかよくあそこ歩いている子がいるのです、あの歩道。よそから来た人だから、いや、ひどい真っ暗なところだなと悪い板倉町の印象なんか持たないようにというので、電器ぐらいつけてあげたらねと思って言って、中里補佐のところへお願いしたのです。それまで言ったことなかったです、そんな前から真っ暗なの知っているのだから。散歩するに下が穴なんかあいていると転んでしまうのだから、危なくて。そういうところなんで、言っても3年がかり。私がそんなこと頼んでいる間に、私知っていますけれども、違う人が、小林係長かな、ところへ頼みに行くと、そっちを先やっているのです。だから、その人がうるさいのです、補正予算組んでやらせたなんて自慢しているのだから。だから、声の大きい人のを優先するのではなくて、執行部が客観的に判断して、たまに夜パトロールして、ああ、ここ暗いなというところの何力所か重点的にやってくれるとか、これは一つの例なのですから、ほかの行政のサービスも全部そういうような形でひとつなるべく公平に、公正にやってもらえるようお願いしたいと思いますが。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

ほかに。

市川委員。

○委員（市川初江さん） よろしくお願ひします。

町では職員の意識改革、成果重視の行政実現、町民に対する行政の説明責任の3点を行政評価の目的に掲げていますけれども、私はいろんな面で職員の意識改革は大変大事なことだと思うのです。この意識改革によって町の活性化にもなり、また町の未来を明るくできるのではないかなと思っておりますので、ぜひこの意識改革に力を入れていただきたいなと思います。太田市なんかは、そういう面で成果を出しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（今村好市君） 提案でよろしいですね。

○委員（市川初江さん） よろしい。

○委員長（今村好市君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第23号 平成28年度板倉町一般会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第24号 平成28年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） この間各会計からの、3本まとめていろいろ聞いてしまいますけれども、というのは後期高齢者医療保険と国民健康保険と介護保険を……

〔何事か言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） 24もやった、もう終わってしまったけれども。だから、関連してと言っているのです。3本を関連して……

〔何事か言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） いや、それ聞かないです。だから、3本絡めて聞きますから。この間説明があったように、後期高齢者の医療保険だって実質的には板倉町だけでも15億円とか、実態わからないのです。そのぐらいはカウントしているのだと。国民健康保険が、中身の計算難しいのだけれども、これ一応予算上は

22億円ぐらいになっています。介護保険が12億円ぐらいになっているわけです。3つの会計合わせると町の予算ぐらい、22億円と12億円と15億円足すと49億円になってしまうわけです。現在で50億円ぐらいな医療福祉課、介護関係の表になっているわけで、これがまた高齢化が進んでいくと、さらにこれ5割増しとか、倍にはならないのかもしれないけれども、なっていくだろうということが予測されるわけです。そうしますと、予算、予算、予算といっても何か一般会計の予算と医療関係の予算が同じぐらいな規模になってしまって、この間の説明があったように、後期高齢者の医療保険だって今県一本でやっているわけですがけれども、県単位で今2,100億円とかと言っていましたよね。今度は、30年から国民健康保険も経営の合理化のために県一本にこれまたなるわけですから、本当は問題は医療費の増大に対する対策、そして経営節約、あるいはそのためにそういうことをやるわけなのでしょうけれども、これやはりほっておくと切りなく増えるので、私前からいつも言っているのですけれども、はかない抵抗としても板倉町でできることは、医療費の場合なんかはレセプトの点検をするぐらいしかないのです。最近時々新聞やテレビでやっていますけれども、タレント医師が逮捕されたとか、あんなことは日常茶飯事でよくやっているわけですから、やはりそういう不正をチェックするというか、そういうぐらいな意気込みでレセプトチェックしていかないと、この医療費はもう切りなく増大していくと思うのです。さっきの50億円の医療費だって、あれ国保に入っている人だけだから。板倉住民のあれは3分の1ぐらいでしょう。3分の2の人は皆さん、公務員の人は共済保険とか、あるいは会社員の人は社会保険に入っていて、50億円の金使っているというの、あれ国保の人だけの話だから。5,000人ぐらいの人があれ加入しているというのですけれども、それでそれだけかかっているわけですから、これをほうっておくと本当に大変なことになるので、国なんかだって医療、福祉のために潰れてしまうというぐらい言われているわけですから、できることはささやかだけれども、そういうものを第一線にいてできるのは板倉町の保険の係なのです、それ。請求書が来るのですから、それに基づいてチェックすると。もう10年も前から、あのころなんか今そこにいる荒井課長だ、言っていたの。プロジェクトチームをつくってやりますとかなんて、点検等一向にやっていないのです、みんなずっともう。名前だけで。だから、ぜひ30年から県一本になって、板倉町は国保の事務から離れるのでしょうけれども、まだ28、29年、2年間あるのだから、その2年間頑張るってそういうものにしていかないと、本当に医療、福祉のために世の中が何かおかしくなってしまうと、そういうこともあるので、ぜひささやかな抵抗でもいいですから、やるように努力してください。どうですか、落合課長。

○委員長（今村好市君） 落合健康介護課長。

○健康介護課長（落合 均君） 青木委員さんご指摘いただいているとおり、町は以前監査委員さんお務めのときにレセプトの点検の実際どういった形でやって実施しておるかというのをごらんいただいたと思います。それも1回だけではなくて、レセプトの請求の流れとか、実際点検を行っている事務室のほうまでお越しいただいて、ごらんいただいたような記憶があります。そういったことで町のほうも今お話しいただいたとおり、町のほうの臨時職員、医療関係の経験がある職員を臨時職員として雇用いたしまして、レセプト点検実施しておりますし、また27年度、今年度から連合会、県の国保連のほうに委託いたしまして、二重のまらず連合会のほうで点検して、またさらに町のほうの臨時職員が点検を行うというような体制も行ってあります。そういったことで、これまで同様にレセプト点検については努力しているような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。それとあわせて、医療費を抑えるにはやはり介護予防とか健康づく

りという部分が重要になると思いますので、今後つながるという部分で28年度からそういったものにさらに取り組んでまいりたいというふうには考えています。

以上です。

○委員長（今村好市君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 補足です。この問題青木委員さんからもう既に何回もいただいておりますが、町としても体制をつくってやってきているのですが、正直言って効果が上がらない。それに対して上がらないはずだと、いわゆるど素人ばかり使っているのではないかということと、あとは国保連合、そっちのほうのチェックはぐるだから、信頼できないのだというようないつもの論理展開に対して我々もできれば労働系の病院にお勤めの、あるいはどういう表現したらいいのでしょうか、主流派と反主流派みたいなものが病院にもあるとすれば、反主流派的なところで働いていた病院の職員なんかを青木さんが前にそういったこともおっしゃられましたので、募集もしているのですが、なかなかやはり応募もないのです。正直言いまして、怒られるかもしれませんが、このところ2人雇っていてもそのチェックが、それだけの賃金が出ないのです。だから、1人にしてもいいのではないかなんていう、極端に言うとそんな心情で揺れ動いたり、そんな状況でもございます。言われるところ、おっしゃるところは、まさにそのとおりだと思いますが、ぜひ目のきくチェックマンをご紹介いただければと思うのですが、どうでしょうか。当方で四方八方尽くしてもなかなか見当たらないということで、応募がございませんので、やむを得ず幾分か医療関係に勤めた経験があるような臨時さんを雇ってやらせているのですが、実績が残念ながら上がらない。やっていることだけでも意味があるということで評価もいただいている面もあろうかとは思いますが、そういうことであります。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 今落合課長からレセプト点検の現場を見たでしょうと。見たから、あれでは全然だめですねということなのです。あんな素人がレセプトの明細見れば、あれオールラウンドプレーヤーです。何科も入っているのですから、歯科から外科から内科からあらゆる病気の名前、薬の名前、検査の名前、あんなものはスーパーマンでなければ、とてもではないが、覚えられないです。それ大体漢字の難しい漢字なんて読めない字がいっぱいある、あれ。だから、普通の人がやったって、あんなものできるはずがないのです、相当それに精通して経験のある人でなければ。だから、毎回言っているでしょう。だから、少なくともせめて賃金のあれ、さっきの消費者の相談員と同じで、それなりの経験と能力のある人を雇わなければ全く意味がないです。今町長が言ったように、2人雇って臨時職員の給料をとって、レセプト点検でチェックして減算というか、削ったのが年間130万円だとか、そんな程度はやっているが、あれ違うのです、やっているのを見ると。単なる電卓で足し算して、1,730点が1,790だと、これは60点余計に請求していると。そういうものをチェックしてやっているぐらいで、中身をやっていてのではないのです。大体あの検算、あれはなかなか難しいと思います。だから、年間130万円とか、いや、大泉町より板倉のほうが何十万円余計返還させていますよとかなんて落合課長の前から聞いているのです、そんなことは。だから、できるだけそういうのをやるように心がけなくてはだめだということです、何度も同じこと言っていることなのですけれども。ぜひそういう姿勢で、まだあと2年間あるから、でないとこれ大変な世の中になってきていますから。恐らくだから、本当言うと警察が動かなければだめなのです、この間みたいにああいう逮捕して。よく言われている日本で5人捕まえれば医療費の抑制には相当効果あるのではないかと、抑止力になるのではないかと言われ

ているのですけれども、最近何か警察も動いているのかどうか知らないけれども、時々やっていますよね。だから、ぜひああいうふうにやってもらいたい。板倉町もだから一番第一線の、狙われているぐらいだから。国保なのだから。富士重工だとか、日立だとかやっている社会保険はうるさいから、チェックが。あそこは余りやらないのです、医療機関も。どうせうるさいのだから。払わないで返されてしまうのですから。右から左へ垂れ流しのように払ってくれるのは国保なのです。後期高齢者も同じでしょう、役所がやっているから。民間でやっている、保険組合がやっているところは、それなりのもう専属の人が何十年やって、富士重工の保険組合なんていうのは同じような人がやっているのでしょうか。それで、明るいし、うるさいし、それは全然医療機関だってもう保険証見て、ああ、これは富士重工の組合かなんて、ちょっとやめておこうとかと。これは、板倉町の国保かなんて、大丈夫なんて言って、そういうふうにやられていること。だって、落合課長、だめだよ、館林の市役所だって。わかっていたってその返還請求もしないのだから。

○委員長（今村好市君） 青木さん、ちょっとまとめてください。

○委員（青木秀夫君） だから、ぜひ頑張ってやってください。

○委員長（今村好市君） 落合健康介護課長。

○健康介護課長（落合 均君） 今の請求いただいた点数の合計、そういったものの部分しか点検されていないというお話だったのですが、実際内容的にも禁忌薬、例えばこの症状の場合にこの薬とこの薬は出せないとか、そういったものもあります。そういったものについても当然指摘させていただいていますので、内容の部分重点的に確認して、再審査に出しているものについては請求させていただいていますので、全く内容的に点検していないという、そこまでお話でしたが、そういったことはございませんので、中身についても確認させていただいた中で点検のほうは行っておりますので、その点については誤解のないようお願いいたします。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） だから、そういう弁解しないのだ。できるはずがないのです。あのレセプトの枚数と時間を割り当てたら、あんなの見たら、1枚見たら30分や1時間かかってしまう。それを何千枚も見ることができないのです。だから、めくってやるのです。だから、要領のいいやり方というのは私言っているでしょう。特定の医療機関を狙って少ない枚数をチェックして見ていくと、何かちょっと変なのがあるなとかというのがわかってくるわけです。全部見ようなんてするから、だめなのです。全部なんか見たら、あんなの物理的にできないのわかっています。めくるだけです、あんなもの。やっていますなんて言わないほうがいい。

○委員長（今村好市君） 町長。

○町長（栗原 実君） おっしゃるところも十分理解しますので、よりよい点検方法を模索したいと。残念ながら本当に過去も含めてより目ききのそういったチェックマンをできれば募集してとりたいなということですが、なかなか専門家の応募はないということも事実ですので、指摘のところを今度見方もちょっとポイントを変えながら頑張ってみたいというふうに思います。

○委員長（今村好市君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第25号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

次に、議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第26号 平成28年度板倉町介護保険特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

次に、議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第27号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計予算について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決決定すべきものいたします。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

ただいまご審議いただいた議案第23号から27号までの審議決定は、最終日の3月18日に行います。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） 以上をもちまして予算決算常任委員会の全てを終了いたしますので、これをもって閉会いたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 （午後 3時05分）